

## 活動報告書兼領収書等添付票

|      |       |
|------|-------|
| 項目   | 調査研究費 |
| 整理番号 | 1     |

|                                                 |                     |              |              |             |                       |           |                  |
|-------------------------------------------------|---------------------|--------------|--------------|-------------|-----------------------|-----------|------------------|
| ① 年月日・時間                                        | 令和7年7月18日、令和8年3月11日 |              |              |             |                       |           |                  |
| ② 場所                                            |                     |              |              |             |                       |           |                  |
| ③ 相手方                                           | 徳島県議会各種議員連盟         |              |              |             |                       |           |                  |
| ④ 参加者                                           |                     |              |              |             |                       |           |                  |
| ⑤ 目的・内容                                         | 徳島県議会各議員連盟          |              |              |             |                       |           |                  |
| ⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠 |                     |              |              |             |                       |           |                  |
| ⑦ 経費                                            | 費目                  | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>( / ) | 充当金額<br>(円) | 支払の内容                 | 支払<br>証明書 | 自動車<br>使用<br>記録簿 |
|                                                 | 会費                  | 5,000        | 10/10        | 5,000       | 徳島県議会観光振興議員連盟 会費      |           |                  |
|                                                 | 会費                  | △ 2,000      | 10/10        | △ 2,000     | 徳島県議会観光振興議員連盟 会費返金    |           |                  |
|                                                 | 会費                  | 4,000        | 10/10        | 4,000       | 徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 会費   |           |                  |
|                                                 | 会費                  | △ 3,000      | 10/10        | △ 3,000     | 徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 会費返金 |           |                  |
|                                                 | 会費                  | 5,000        | 10/10        | 5,000       | 徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費    |           |                  |
|                                                 | 会費                  | △ 1,000      | 10/10        | △ 1,000     | 徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費返金  |           |                  |
|                                                 | 会費                  | 3,000        | 10/10        | 3,000       | 徳島県議会農業振興議員連盟 会費      |           |                  |
|                                                 | 会費                  | △ 2,000      | 10/10        | △ 2,000     | 徳島県議会農業振興議員連盟 会費返金    |           |                  |
|                                                 | 会費                  | 7,000        | 10/10        | 7,000       | 徳島県議会林業木材振興議員連盟 会費    |           |                  |
|                                                 | 会費                  | △ 1,000      | 10/10        | △ 1,000     | 徳島県議会林業木材振興議員連盟 会費返金  |           |                  |
|                                                 | 会費                  | 3,000        | 10/10        | 3,000       | 徳島県議会防災対策議員連盟 会費      |           |                  |
|                                                 | 会費                  | 4,000        | 10/10        | 4,000       | 徳島県議会教育を考える議員連盟 会費    |           |                  |
|                                                 | 会費                  | 1,000        | 10/10        | 1,000       | 徳島県議会日台交流推進議員連盟 会費    |           |                  |
|                                                 | 合計                  | 23,000       |              | 23,000      |                       |           |                  |

|                                                                            |                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）                                       | 会派使用欄                                                                                            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている   |                                                                                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない  |                                                                                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない                   |                                                                                                  |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 按分率       |   |
| 政務活動費の支出額 | 円 |

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

## 領 収 証

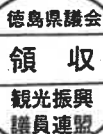
令和7年7月18日

山西 国朗 様

¥ 5,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会観光振興議員連盟



## 返金証明書

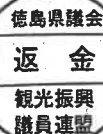
令和8年3月11日

山西 国朗 様

¥ 2,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会観光振興議員連盟



## 領 収 証

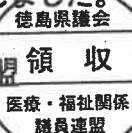
令和7年7月18日

山西 国朗 様

¥ 4,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会医療・福祉関係議員連盟



## 返金証明書

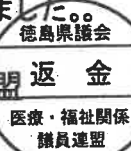
令和8年3月11日

山西 国朗 様

¥ 3,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会医療・福祉関係議員連盟



## 領 収 証

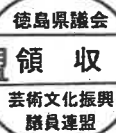
令和7年7月18日

山西 国朗 様

¥ 5,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟



## 返金証明書

令和8年3月11日

山西 国朗 様

¥ 1,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟



## 領 収 証

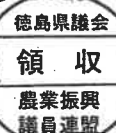
令和7年7月18日

山西 国朗 様

¥ 3,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会農業振興議員連盟



## 返金証明書

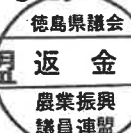
令和8年3月11日

山西 国朗 様

¥ 2,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会農業振興議員連盟



# 領 収 証

令和7年7月18日

山西 国朗 様

¥ 7,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟

徳島県議会

領 収

林業木材業振興  
議員連盟

# 返金証明書

令和8年3月11日

山西 国朗 様

¥ 1,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟

徳島県議会

返 金

林業木材業振興  
議員連盟

# 領 収 証

令和7年7月18日

山西 国朗 様

¥ 3,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会防災対策議員連盟

徳島県議会

領 収

防災対策  
議員連盟

# 領 収 証

令和7年7月18日

山西 国朗 様

¥ 4,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会教育を考える議員連盟

徳島県議会

領 収

教育を考える  
議員連盟

# 領 収 証

令和7年7月18日

山西 国朗 様

¥ 1,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会日台交流推進議員連盟

徳島県議会

領 収

日台交流推進  
議員連盟

## 活動報告書兼領収書等添付票

| 項目   | 広聴広報費 |
|------|-------|
| 整理番号 | 1     |

|       |                                                                                                                                                                                                  |              |              |             |                                                                                             |           |           |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| ① 年月日 | 令和7年5月                                                                                                                                                                                           |              |              |             |                                                                                             |           |           |
| ② 内容  | <p>発行日 令和7年5月<br/> 発行部数 議会だより第18号石井町版10,300部および議会だより第5号神山町版2,400部<br/> 配布方法 郵送・手配り<br/> 内容 県政報告書を発行し、県内において上記の配布方法により地域住民に配布し広報広聴活動を行う。</p> <p>※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること。</p> |              |              |             |                                                                                             |           |           |
| ③     | <p>政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠</p>                                                                                                                                             |              |              |             |                                                                                             |           |           |
| ④ 経費  | 費目                                                                                                                                                                                               | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>( / ) | 充当金額<br>(円) | 支払の内容                                                                                       | 印刷<br>成果物 | 発送<br>物写し |
|       | 印刷費                                                                                                                                                                                              | 335,973      | 10/10        | 335,973     | 別紙のとおり                                                                                      | ✓         |           |
|       | 郵送費                                                                                                                                                                                              | 443,340      | 10/10        | 443,340     | 県政報告書等郵送<br>(石井町全戸) 36円×10,000通=360,000円<br>(神山町分) 36円×1,015通=36,540円<br>36円×1,300通=46,800円 |           | ✓         |
|       | 郵送費                                                                                                                                                                                              | 14,091       | 10/10        | 14,091      | 県政報告書等郵送<br>(県内分) 110円×117通=12,870円<br>返信ハガキ 111円×11通=1,221円                                |           | ✓         |
|       | 郵送費                                                                                                                                                                                              | 1,221        | 10/10        | 1,221       | 返信ハガキ 111円×11通=1,221円                                                                       |           | ✓         |
|       | 郵送費                                                                                                                                                                                              | 111          | 10/10        | 111         | 返信ハガキ 111円×1通=111円                                                                          |           | ✓         |
|       | 郵送費                                                                                                                                                                                              | 111          | 10/10        | 111         | 返信ハガキ 111円×1通=111円                                                                          |           | ✓         |
|       | 合計                                                                                                                                                                                               | 794,847      |              | 794,847     |                                                                                             |           |           |

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

|                                                                                  |                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）                                             | 会派使用欄                                                                                            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である       | 経理責任者審査<br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている         |                                                                                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない                               |                                                                                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない |                                                                                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている                |                                                                                                  |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 按分率       |   |
| 政務活動費の支出額 | 円 |

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

## 請求明細書

請求No. 00004295

779-3233

名西郡石井町石井字石井72-5

徳島県議会議員 山西国朗 様

(8014)

07-07-30 420ZK

\*335,973 PBカ)パ スワ-ク

株式会社 パスワーク

徳島市新南福島1丁目2-39 〒770-0867  
Tel.088-654-7036 (代表) Fax.089-826-335

取引銀行:

登録番号: T9480001004183

お客様コード

発行日

請求書締日

07/05/16

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

| 前回御請求額  | 御入金額    | 繰越金額 | 今回御買上額  | 内消費税額  | 今回御請求額  |
|---------|---------|------|---------|--------|---------|
| 335,973 | 335,973 | 0    | 335,973 | 30,543 | 335,973 |

| 日付    | 伝票番号 | 区分 | 商 品 名                       | 単位 | 税区分    | 数 量    | 単 価 | 金 額     |
|-------|------|----|-----------------------------|----|--------|--------|-----|---------|
| 01.19 | 271  | 92 | 振込 阿波銀行かちどき橋                |    |        |        |     | 335,973 |
| 05.16 | 884  | 1  | 議会だより2025春号(神山編)            | 枚  | 課10.0% | 2,400  |     | 40,500  |
|       |      | 1  | 議会だより2025春号(石井編)            | 枚  | 課10.0% | 10,300 |     | 122,500 |
|       |      | 1  | アンケートはがき                    | 枚  | 課10.0% | 12,700 |     | 28,500  |
|       |      | 1  | 議会だより2025春号 封入作業(神山版) OPP込み | 枚  | 課10.0% | 2,400  |     | 21,530  |
|       |      | 1  | 議会だより2025春号 封入作業(石井版) OPP込み | 枚  | 課10.0% | 10,300 |     | 92,400  |
|       |      | 9  | 消費税                         |    |        |        |     | 30,543  |
|       |      |    | 【合計 課税10.0% 税込額】            |    |        |        |     | 335,973 |
|       |      |    | 【合計 課税10.0% 内消費税額】          |    |        |        |     | 30,543  |

|      |    |        |    |      |    |        |
|------|----|--------|----|------|----|--------|
| 売上区分 | 01 | 売上     | 03 | 値引   | 09 | 消費税    |
|      | 02 | 返品     | 04 | 諸経費  |    |        |
| 入金区分 | 91 | 現金・小切手 | 93 | 相殺   | 95 | 値引・その他 |
|      | 92 | 振込入金   | 94 | 手形入金 |    |        |

取引銀行:

## 次回口座振替のお知らせ

## (Information of Current Bill)

徳島県議会議員 山西 国朗

様

日本郵便株式会社

登録番号: T1010001112577

【お問合せ先】

徳島郵便局

電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2025年06月20日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際はお問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

|                          |  |                              |       |          |           |                     |         |            |         |
|--------------------------|--|------------------------------|-------|----------|-----------|---------------------|---------|------------|---------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |  | 次回振替額(税込) (Total Amount Due) |       | 金融機関     |           | 発行日 (Date of Issue) |         |            |         |
|                          |  | 443,340 円                    |       |          |           | 2025年 6月 6日         |         |            |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  | ご請求番号                        | 消費税率等 | (税込)     | 消費税等      | 修正前期間計(税込)          | 修正前消費税等 | 修正後期間計(税込) | 修正後消費税等 |
| 2025/05/31締め利用額          |  |                              | 10%   | 443,340円 | (40,303円) |                     |         |            |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2025年 7月 9日

お客さま氏名 (Customer)

徳島県議会議員 山西 国朗

様

右記、金額を 2025年 6月20日付けで

口座振替により領収致しました。

| ご請求番号 (Billing ID)       |  |
|--------------------------|--|
|                          |  |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  |
| 2025/05/31締め利用額          |  |
|                          |  |
| 領収金額 (Amount Paid)       |  |
| (うち消費税相当額)               |  |
| 443,340 円                |  |
| 40,303 円                 |  |
| 金融機関                     |  |
|                          |  |

日本郵便株式会社

印紙税申告納

付につき随町

税務署承認済

## 20250516 - 2001 - 620500 - 05136407 - 250516f0020 - 001





## 次回口座振替のお知らせ

## (Information of Current Bill)

山西 国朗

様

日本郵便株式会社



登録番号: T1010001112577

【お問合せ先】

鴨島郵便局

電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2025年06月20日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際は、お問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

|                          |  |                              |       |         |          |                     |         |            |         |
|--------------------------|--|------------------------------|-------|---------|----------|---------------------|---------|------------|---------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |  | 次回振替額(税込) (Total Amount Due) |       | 金融機関    |          | 発行日 (Date of Issue) |         |            |         |
|                          |  | 14,091 円                     |       |         |          | 2025年 6月 6日         |         |            |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  | ご請求番号                        | 消費税率等 | (税込)    | 消費税等     | 修正前期間計(税込)          | 修正前消費税等 | 修正後期間計(税込) | 修正後消費税等 |
| 2025/05/31締め利用額          |  |                              | 10%   | 14,091円 | (1,281円) |                     |         |            |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2025年 7月 6日

お客さま氏名 (Customer)

山西 国朗

様

右記、金額を 2025年 6月20日付で

口座振替により領収致しました。

|                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |                 |
| ご請求の内訳 (Billing Details) | 2025/05/31締め利用額 |
| 領収金額 (Amount Paid)       | 14,091 円        |
| (うち消費税相当額)               | 1,281 円         |
| 金融機関                     |                 |

日本郵便株式会社



印紙税申告納  
付につき趣町  
税務署承認済

# 後納郵便物等 取扱票(お客様用)

山西 国朗

様

[後納引受]

1 第一種定形

15g

0110

117通

¥12,870

合計

¥12,870

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年 5月26日 10:11  
発行No. 250526K1344 端715779069  
連絡先: 鶴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

|         |             |
|---------|-------------|
| 取扱局     | 2001-620090 |
| 後納承認局   | 2001-620500 |
| 後納お取引番号 | 0001775315  |

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

[収納金]  
受取人私  
第二種通常はがき 3通  
0111 ¥333

料金 ¥255  
手数料 ¥78  
料金等計 ¥333

合計 ¥333

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町 2-3-1  
取扱日時: 2025年 5月26日 11:19  
発行No. 250526L0374 端/15/10860  
連絡先: 鴨島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

[収納金]  
受取人私  
第二種通常はがき 2通  
0111 ¥222

料金 ¥170  
手数料 ¥52  
料金等計 ¥222

合計 ¥222

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町 2-3-1  
取扱日時: 2025年 5月27日 10:38  
発行No. 250527L0375 端/15/10860  
連絡先: 鴨島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

[収納金]  
受取人私  
第二種通常はがき 5通  
0111 ¥555

料金 ¥425  
手数料 ¥130  
料金等計 ¥555

合計 ¥555

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町 2-3-1  
取扱日時: 2025年 5月28日 14:21  
発行No. 250528L0461 端/15/10872  
連絡先: 鴨島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

[収納金]  
受取人私  
第二種通常はがき 1通  
0111 ¥111

料金 ¥85  
手数料 ¥26  
料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町 2-3-1  
取扱日時: 2025年 5月30日 11:47  
発行No. 250530L0377 端/15/10860  
連絡先: 鴨島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

## 次回口座振替のお知らせ

## (Information of Current Bill)

山西 国朗

様

日本郵便株式会社

登録番号: T1010001112577

【お問合せ先】

鴨島郵便局

電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2025年07月22日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際はお問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

|                          |  |                               |       |        |        |                     |         |             |         |
|--------------------------|--|-------------------------------|-------|--------|--------|---------------------|---------|-------------|---------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |  | 次回振替額 (税込) (Total Amount Due) |       | 金融機関   |        | 発行日 (Date of Issue) |         |             |         |
|                          |  | 1,221 円                       |       |        |        | 2025年 7月 6日         |         |             |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  | ご請求番号                         | 消費税率等 | (税込)   | 消費税等   | 修正前期間計 (税込)         | 修正前消費税等 | 修正後期間計 (税込) | 修正後消費税等 |
| 2025/06/30締め利用額          |  |                               | 10%   | 1,221円 | (111円) |                     |         |             |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2025年 8月 6日

お客さま氏名 (Customer)

山西 国朗

様

右記、金額を 2025年 7月22日付けで

口座振替により領収致しました。

|                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |                 |
| ご請求の内訳 (Billing Details) | 2025/06/30締め利用額 |
| 領収金額 (Amount Paid)       | 1,221 円         |
| (うち消費税相当額)               | 111 円           |
| 金融機関                     |                 |

日本郵便株式会社

印紙税申告納

付につき趣町

税務署承認済

# 交付証(お客様用)

山西 国朗 様  
 (承認: 0753)

[収納金]  
 受取人私  
 第二種通常はがき 5通  
 0111 ¥555

料金 ¥425  
 手数料 ¥130  
 料金等計 ¥555

合計 ¥555

〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町 2-3-1  
 取扱日時: 2025年 6月 2日 11:23  
 発行No. 250602L0388 端715/10860  
 連絡先: 鴨島郵便局  
 TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
 各料金明細、合計は実際の請求と  
 異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

山西 国朗 様  
 (承認: 0753)

[収納金]  
 受取人私  
 第二種通常はがき 1通  
 0111 ¥111

料金 ¥85  
 手数料 ¥26  
 料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町 2-3-1  
 取扱日時: 2025年 6月 4日 10:58  
 発行No. 250604L0390 端715/10860  
 連絡先: 鴨島郵便局  
 TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
 各料金明細、合計は実際の請求と  
 異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

山西 国朗 様  
 (承認: 0753)

[収納金]  
 受取人私  
 第二種通常はがき 2通  
 0111 ¥222

料金 ¥170  
 手数料 ¥52  
 料金等計 ¥222

合計 ¥222

〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町 2-3-1  
 取扱日時: 2025年 6月 5日 11:03  
 発行No. 250605L0391 端715/10860  
 連絡先: 鴨島郵便局  
 TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
 各料金明細、合計は実際の請求と  
 異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

山西 国朗 様  
 (承認: 0753)

[収納金]  
 受取人私  
 第二種通常はがき 1通  
 0111 ¥111

料金 ¥85  
 手数料 ¥26  
 料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町 2-3-1  
 取扱日時: 2025年 6月10日 11:55  
 発行No. 250610L0392 端715/10860  
 連絡先: 鴨島郵便局  
 TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
 各料金明細、合計は実際の請求と  
 異なることがあります。

交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

[収納金]

受取人私

第二種通常はがき 1通

¥111

料金  
手数料 ¥85  
料金等計 ¥26  
¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年 6月12日 10:49  
発行No. 250612L0393 端715710860  
連絡先: 晴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

[収納金]

受取人私

第二種通常はがき 1通

¥111

料金  
手数料 ¥85  
料金等計 ¥26  
¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年 6月30日 11:18  
発行No. 250630L0409 端715710860  
連絡先: 晴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

## 次回口座振替のお知らせ

## (Information of Current Bill)

山西 国朗

様

日本郵便株式会社

登録番号: T1010001112577  
【お問合せ先】鴨島郵便局  
電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2025年04月21日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際は、お問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

| ご請求番号 (Billing ID)       |       | 次回振替額(税込) (Total Amount Due) |      | 金融機関       |         | 発行日 (Date of Issue) |         |
|--------------------------|-------|------------------------------|------|------------|---------|---------------------|---------|
|                          |       | 111 円                        |      |            |         | 2025年 4月 6日         |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) | ご請求番号 | 消費税率等 (税込)                   | 消費税等 | 修正前期間計(税込) | 修正前消費税等 | 修正後期間計(税込)          | 修正後消費税等 |
| 2025/03/31締め利用額          |       | 10%                          | 111円 | (10円)      |         |                     |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2025年 5月 6日

お客さま氏名 (Customer)

山西 国朗

様

右記、金額を 2025年 4月21日付けで

口座振替により領収致しました。

|                                  |                 |
|----------------------------------|-----------------|
| ご請求番号 (Billing ID)               |                 |
| ご請求の内訳 (Billing Details)         | 2025/03/31締め利用額 |
| 領収金額 (Amount Paid)<br>(うち消費税相当額) | 111 円<br>10 円   |
| 金融機関                             |                 |

日本郵便株式会社



印紙税申告納

付につき趣町

税務署承認済

## 交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

### [収納金]

受取人払

第二種通常はがき

0111 1通

¥111

|      |      |
|------|------|
| 料金   | ¥85  |
| 手数料  | ¥26  |
| 料金等計 | ¥111 |

|    |      |
|----|------|
| 合計 | ¥111 |
|----|------|

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年 4月28日 11:05  
発行No. 2504281 0343 端715710860  
連絡先: 鴨島郵便局  
TEL: 0570-943-934

|     |             |
|-----|-------------|
| 取扱局 | 2001-620090 |
|-----|-------------|

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

## 次回口座振替のお知らせ

## (Information of Current Bill)

山西 国朗

様

日本郵便株式会社



登録番号: T1010001112577

【お問合せ先】

鴨島郵便局

電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2025年05月20日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際は、お問合せ先にお申し出ください。

(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

|                          |  |                              |       |      |       |                     |         |            |         |
|--------------------------|--|------------------------------|-------|------|-------|---------------------|---------|------------|---------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |  | 次回振替額(税込) (Total Amount Due) |       | 金融機関 |       | 発行日 (Date of Issue) |         |            |         |
|                          |  | 111 円                        |       |      |       | 2025年 5月 6日         |         |            |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  | ご請求番号                        | 消費税率等 | (税込) | 消費税等  | 修正前期間計(税込)          | 修正前消費税等 | 修正後期間計(税込) | 修正後消費税等 |
| 2025/04/30締め利用額          |  |                              | 10%   | 111円 | (10円) |                     |         |            |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

お客さま氏名 (Customer)

山西 国朗

様

右記、金額を 2025年 5月20日付で

口座振替により領収致しました。

発行日 2025年 6月 6日

|                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |                 |
| ご請求の内訳 (Billing Details) | 2025/04/30締め利用額 |
| 領収金額 (Amount Paid)       | 111 円           |
| (うち消費税相当額)               | 10 円            |
| 金融機関                     |                 |

日本郵便株式会社



印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

## 交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

[収納金]

受取人払

第二種通常はがき

0111 1通

¥111

料金 ¥85

手数料 ¥26

料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町2-3-1

取扱日時: 2025年 3月10日 10:57

発行No. 250310L0296 端715710860

連絡先: 鴨島郵便局

TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

料金後納  
郵便

タウンプラス

～ 議会だより 2025 春号 ～

議会だより

18  
vol.

発行日  
令和7年5月

# 山西くにお

## 最大会派 県議会 幹事長に就任!!



い  
あ  
こ  
う

皆様方には日頃から大変お世話になっておりますこと、心より感謝申し上げます。  
おかげさまで申し合わせ任期を満了し、3月12日に副議長を退任しました。そしてこの度は所属する会派「徳島県議会自由民主党」の幹事長を拝命しました。誠に微力ではありますが、責任ある最大会派の円滑な運営に誠心誠意努めて参ります。  
さて、定期的に発行しております「議会だより」をお届けいたしました。どうぞ高覧いただき、返信ハガキにてご意見をお聞かせくださいましたら幸いです。  
今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

徳島県議会議員 **山西国朗**

トピックス

## ～ 県政のポイント ～

### ① 保育料 第1子から無償化へ

徳島県は第1子からの保育料無償化を目指し、市町村に対する補助金として令和7年度当初予算で4億5,000万円を確保しました。

保育料の無償化をめぐるのは、国の制度で3～5歳児全員と、0～2歳児の第3子以降が無償化されています。さらに、県では、18歳未満の子どもの中で3番目以降が対象となるよう、所得制限付きで無償化の範囲を広げてきました。一方、石井町など3町ではすでに第2子以降も無償化となっています。

この度の第1子からの無償化を実施するためには、県と市町村が費用の半分ずつを負担する仕組みとなっており、制度の導入には市町村との協議が必要となります。

今後とも子ども政策の充実により、子育て世帯の経済的な負担の軽減に一層取り組んで参ります。

### ② 神山森林公園 老朽化遊具を撤去 40周年に向けリニューアル

神山森林公園は平成元年7月のオープン以来、延べ500万人が来場するなど、長く県民の皆様にご親しまれて参りました。一方、特に遊具の老朽化が著しく、過去には事故が発生するなど危険性を指摘するお声をいただいていた参りました。そこで、老朽化した危険な遊具を早急に撤去するとともに、開設40周年を迎える令和10年に向け、子どもからお年寄りまでが楽しく、安全・快適にご利用いただける新たな魅力ある公園となるよう「魅力創出計画」を策定します。

今後の計画策定にあたっては、皆様にご愛される新たな森林公園へとリニューアルできるよう、地域の皆様のご意見やご提案をいただければ幸いです。さまざまなお声をお寄せいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。



### ③ 公立高校普通科の学区制 2029年度入試から完全撤廃

県教育委員会は3月13日の定例会で、令和11年(2029年)入試から公立高校普通科の学区制を完全に撤廃することを決めました。現在の小学6年生が高校入試を迎える年に当たります。

学区制の在り方をめぐっては、山西が平成30年の県議会で取り上げ、令和元年に学区外からの流入率を引き上げるなどの見直しを実現したものの、その後も学区制は維持されてきました。後藤田知事就任後早々に改めて県議会での質問を重ね、ようやく撤廃が決まりました。学区制が導入されたのは昭和47年(1972年)。半世紀を超えた大改革を評価する一方、完全に撤廃される29年までの移行措置については引き続き注視する必要があります。移行期間も出来る限り流入率を引き上げ、進路の選択肢をさらに広げることができるよう、引き続き粘り強く働きかけて参ります。

令和6年11月議会  
総務委員会

●公安委員会(県警) 質疑

自動点灯の信号機  
設置箇所 公表へ

山西 11月9日に四国地方において36万戸で大規模な停電が発生した。県内の信号機については停電に備え、自動点灯する信号機を一部導入しているが、今回の停電ですべて問題なく作動したか。また県内にどの程度、自動点灯する信号機を整備しているのか。

交通企画課長 現在、ディーゼルエンジンを内蔵した自家発電タイプとリチウムイオン電池を用いたバッテリータイプの2種類を採用し、合計で県内208ヶ所の主要交差点に設置している。先般の大規模停電時には停電対策済みの信号機はすべて正常に作動した。

山西 県内の信号機は総数が約1,000基ほどなので、自動点灯する信号機は全体の2割程度だ。今後も自動点灯する信号機の増設を進めるべき。

交通企画課長 令和6年度は新たに10基を設置する予定であり、引き続き計画的に整備を進めていく。

山西 現在、自動点灯する信号機の設置箇所は非公表となっているが、県民の皆様が災害時の避難経路を検討する際に役立ててもらうためにも積極的に公表することを検討してもらいたい。

解説 ※山西の質問を受け、県警は自動点灯信号機の設置箇所を公表しました。なお、石井町内の設置箇所は以下の通りです。  
●国道192号線/王子通交差点  
●国道192号線/キョーエイ石井店前交差点  
●県道徳鴨線/天神南交差点

信号機電源付加装置設置状況 徳島  
※詳しくは、「信号機電源付加装置設置状況 徳島」で検索を。

令和7年2月議会  
総務委員会

●公安委員会(県警) 質疑

警察官 特殊詐欺見抜けず  
再発防止を

山西 先般、阿波交番で「警察官が特殊詐欺を見抜けず、被害者が30万円を振り込んでしまう」という事案が発生した。県民の皆様を信頼を大きく損ねる大変由々しき事態だ。なぜ警察官が詐欺の電話だと見抜くことができなかったのか。

生活安全企画課長 今回の事案については、県民の信頼を著しく損ねる行為であり、真摯に反省している。対応した若手警察官は、被害者自身が自分で解決できたものと思ひ込んでしまった。そのため交番所長への報告も行わず、吉野川署刑事課長にも報告しなかった。

山西 報道によると「若手巡査が1人で対応した」とのことだが、交番所長も在署しており2人で対応していれば被害を防ぐことができたのではないのか。

生活安全企画課長 これまで当該若手警察官は特殊詐欺の対応を行ってきており、交番所長も1人で対応できると判断してしまっただけで、ご指摘のように、部下に任せることなく複数で対応すべきであった。

山西 対応に当たった警察官への処分をどう考えているのか。

監察課長 発生した結果は重大であり、当該警察官に対し厳重に指導した。特に交番所長である警部に対してはその職責を考慮し、厳重注意とした。

山西 どのように再発防止を徹底していくのか。

生活安全企画課長 特殊詐欺が疑われる相談受理時の具体的な対応要領について、改めて教養資料を作成し、全職員に周知するとともに、警察署幹部を対象としたブロック別会議を開催する。また、全警察署への巡回指導を実施し、幹部による業務管理や部下職員に対する指導のあり方について指導教養を徹底し、再発防止に努める。

県警巡査の特殊詐欺見逃し  
本部長、県議会で反省の弁

1月、阿波市の交番で動いた不審な電話。県警の若手巡査が「詐欺の電話か」と判断し、交番所長に報告しなかった。この結果、被害者は30万円を振り込んでしまった。交番所長は「詐欺の電話か」と判断し、交番所長に報告しなかった。この結果、被害者は30万円を振り込んでしまった。交番所長は「詐欺の電話か」と判断し、交番所長に報告しなかった。この結果、被害者は30万円を振り込んでしまった。

(2025.2.7 徳島新聞)

特殊詐欺対策  
銀行と連携協定を締結

山西 昨年の特殊詐欺による被害額は約10億円であり、中でもSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は約5億8,000万円と、その被害に歯止めが掛からない深刻な状況だ。傾向としては、ネットバンキングを悪用するケースが多く高額な取引が可能であり、ネット空間で取引が完結するため、外部から詐欺に気づきにくい。ネット空間に対するさらなる対策が必要だ。

生活安全企画課長 SNS利用者に対する注意喚起として「バナー広告」を計画している。日常的にSNSやアプリを利用する層への注意喚起を先制的に行い、被害の未然防止を図る。

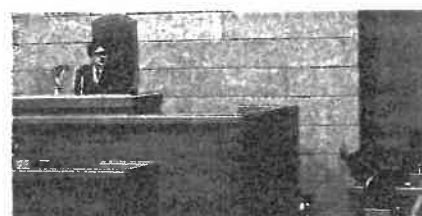
山西 先般、県警と金融機関で連携協定を締結した。実効性のある取り組みを期待する。具体的にどのような対策を講じるのか。

刑事企画課長 詐欺被害の未然防止や拡大防止などを目的に、阿波銀行および徳島大正銀行との間で連携協定を締結した。この協定に基づき、県警から詐欺の現状や手口などを情報提供するとともに、両行から県警に対し、預金口座の取引内容等で詐欺被害と認められる情報や取引状況から不正な口座開設であると認められる情報が得られるようになった。また、情報共有を迅速に行うため、専用回線の構築や専用端末装置を設置する。

山西 一定の効果が見込めるのであれば他の金融機関との連携協定の締結も検討すべきだ。他方、闇バイト強盗や特殊詐欺の対策として警察庁においては「仮装身分捜査」を導入する方針が示された。県警においてもこの捜査手法の検討をすべきではないか。

刑事課長 いわゆる「雇われたふり作戦」として非常に効果的なものと認識している。県警において「仮装身分捜査」の活用も検討しながら、引き続き実行犯の検挙、首謀者の検挙に向けた徹底した突き上げ捜査に全力を尽くす。

解説 ※仮装身分捜査…捜査員が架空の身分証を提示して、犯罪の実行犯と接触する捜査手法。闇バイトによる強盗や窃盗、詐欺などの犯罪を摘発するために導入された。



本会議で議長席に座り議事を進める(2024.12.6)

議会質問について 副議長在任中は議会の公平公正な運営に注力する案件以外は極力控えております。また、本会議場外で記者会見を行うことは控えております。



正副議長定例会見に臨む(2024.12.20)



令和7年2月議会  
防災環境委員会

## 地籍調査 新たな手法の確立を

**山西** 県内における地籍調査(国土調査)の進ちよく状況は。

**風山満村 振興課長** 進ちよく率は令和5年度末時点で44%、全国順位は25位という状況だ。なお、徳島県では災害発生リスクの高い「津波浸水」「中央構造線活断層」「山地災害区域」「洪水浸水」の4つのエリアの調査を重点的に行なってきた。

**山西** では、重点エリアの進ちよく率はどのようにになっているか。

**風山満村 振興課長** 津波浸水エリア78%、中央構造線活断層エリア61%、山地災害区域69%、洪水浸水エリア62%でいずれも県平均44%を上回っている。

**山西** 県内においては林地が多いため、現場に入っの調査や立ち会を行うにも労力がかかる。そこで、那賀町で一部実施している「リモートセンシングデータ」という調査手法をうまく活用できれば林地における調査に有効ではないか。

**風山満村 振興課長** 近年の技術進歩により、高精度の航空写真、尾根や谷を明確に表現した微地形表現図、樹高の分布図といったリモートセンシングデータを活用し、現地立会を必要最低限で済ますという新たな手法が林地区域で認められており、全国でも活用が広がっている。那賀町でも今年度から活用を始めているが、資料と現地があつてという信ぴょう性を高めるために一定の時間を要するという課題も見えてきた。全国的には大幅に作業が軽減され進ちよくが図られているため、リモートセンシングデータを活用した調査の実効性を高め、県内全域に展開できるよう取り組む。

**山西** 那賀町での事例を見ていると、人材の育成、データやノウハウの蓄積、地権者の信頼を高めることが重要で、それには一定の時間はかかるだろう。県内でもリモートセンシングデータを十分活用できるのではないかと期待を持っている。調査のさらなる加速を求める。

## 地すべり・がけ崩れ対策 全国会議に出席 副会長として国に働きかけ

全国の都道府県議会(大阪府を除く)で構成する、「地すべり・がけ崩れ対策都道府県議会協議会」の総会が11月8日に東京で開催され、副会長として山西が出席しました。

総会では16項目による地すべり対策や急傾斜地崩壊対策の推進に関する提言案が全会一致で採択され、国に対して要望を行いました。

全国的に災害が激甚化・頻発化する中、地すべり対策やがけ崩れ対策を継続的に実施することが重要です。今後とも安定的・継続的な予算確保に向け、国に対し、副会長県としてしっかりと働きかけを強化して参ります。



地すべり・がけ崩れ対策都道府県議会協議会の総会に出席(2024.11.9)

## 地籍調査の予算 知事に要望 総額11億6,800万円確保!!

石井町を含む県内19市町村で構成される「国土調査推進協議会」の役員を務める市町村長とともに、予算の増額を求めるため12月3日、知事に要望を行いました。

地籍調査(国土調査)については、令和5年度末時点の県内進ちよく率は44%で全国25位となっています。要望では、すでに令和6年度予算で10億円を確保し、進ちよくを図っていますが、災害発生後の迅速な復旧復興のためにも、また高齢化や人口減少にともなう所有者不明土地の解消のためにも地籍調査費のさらなる増額で調査の前倒しが必要だと訴えました。

要望後、開会中の11月議会の閉会日に補正予算が提出され、地籍調査費の追加分として1億6,800万円を可決しました。

今後とも、国土調査推進協議会の市町村長とも連携し、さらなる進ちよくが図られるよう取り組んで参ります。



国土調査推進協議会の市町村長と知事に予算要望(2024.12.3)

## 山西が会長の防災議員連盟 勉強会開催 災害対応に女性の視点を

山西が会長を務める徳島県議会防災対策議員連盟の勉強会を3月5日に開催し、減災と男女共同参画研修推進センター(東京)の浅野幸子共同代表を講師に招き「災害対策の質を左右するジェンダー視点の防災」をテーマにご講演をいただきました。勉強会では、浅野講師が男性主体の避難所運営の問題点を指摘。災害復旧には性別や年齢に関わらず、さまざまな人々が参画する仕組みづくりが必要だとし、具体的な事例をお示しくいただきました。これらのご指摘やご提案を踏まえ、県の防災対策がさらに向上するよう、議会での議論に活かして参ります。



(2025.3.12 読売新聞)

頁はS型約5が掛は、が多里間刻にな

としる。する。する。する。

も協取りこの

り止が徳をっ詐ともび引っ取めら報築

であ協定、閣審察この

として捜犯た

の接、た。

(.6)

公正な運営に注力するため、委員会での質問は地元に関係します。また、本会議での質問は議会の申し合わせにより自粛する

## 徳島南環状道路 国府一上八万の工事 僧津山・川西トンネル6割の掘削完了

徳島市内の渋滞対策として整備が進められている徳島南環状道路(国府一上八万)の工事は順調に進んでいます。特に、最大の構造物である僧津山・川西トンネル(855メートル)では全体の6割に当たる560メートルの掘削が完了しました。また、鮎喰新橋と大木高架橋では下部工の工事、川西高架橋では残る上部工の工事にそれぞれ着手しています。

今後とも、徳島南環状道路の早期完成に向け、継続的な予算確保に努めて参ります。

## 名西高校グラウンド改修に 5,000万円確保

名西高校のグラウンドの整備に令和7年度当初予算で約5,000万円を確保しました。

同校のグラウンドは、長年の使用や雨風の影響で表面が劣化し、水はけが悪く、凹凸が各所に発生。運動部の生徒が練習中にケガをするなど、安全性が課題となっていました。今年度グラウンドの改修に向けた設計業務に着手します。

今後とも、子どもたちの教育環境の改善にしっかり取り組んで参ります。

## 石井町内公共事業予算 総額6億9,000万円確保!! 六条大橋 歩道下部工の着手を予定

令和7年度の公共事業予算が発表され、石井町関係では河川整備で総額1億5,000万円を確保しました。また、道路整備では継続的に橋りょう補強などを実施してきた六条大橋で3億円を確保し、このまま順調に進めば今年度橋からせり出す形で新設する歩道の下部工に着手する予定です。さらに県道石井引田線の名西高校周辺の拡幅工事では2,000万円を確保し進ちょくを図ります。

引き続き、地域の皆様のお声をいただきながら継続的な予算確保に努めて参ります。

### 令和7年度公共事業予算(石井町関係)

| 路線・河川名   | 施工箇所 | 工種              | 予算額       |
|----------|------|-----------------|-----------|
| 石井引田線    | 六条大橋 | 橋りょう修繕・歩道添架     | 3億円       |
| 石井引田線    | 石井   | 現道拡幅            | 2,000万円   |
| 西麻植下浦線ほか | 浦庄ほか | 橋りょう修繕          | 1億4,600万円 |
| 高原石井線    | 石井   | 歩道新設            | 3,000万円   |
| 石井引田線    | 高川原  | 歩道新設            | 1,500万円   |
| 平島国府線    | 高川原  | 現道拡幅            | 900万円     |
| 徳島吉野線ほか  | 藍畑ほか | 舗装              | 1,500万円   |
| 飯尾川      | 浦庄ほか | 調査設計            | 9,000万円   |
| 渡内川      | 石井   | 堤防補強・護岸・掘削・樹木伐採 | 6,595万円   |

※11月議会および2月議会可決分(箇所づけベース)

## 島ーソウル 国際定期便就

서울-도쿠시마 국제 정기편 취항



徳島ーソウル国際定期便就航記念セレモニーで祝辞  
(2024.12.26)



四国大学で経営情報学部の学生さんに講義  
(2024.11.20)



徳島県健康福祉祭ねんりんピックの開会式で祝辞  
(2024.9.28)



山西くにお  
議会活動

### ～所属する委員会など～

- 徳島県議会自由民主党 幹事長
- 議会運営委員会
- 会長幹事長会
- 文教厚生委員会
- まちづくり魅力向上委員会

### ～所属する議員連盟～

- 防災対策議員連盟(会長)
- 観光振興議員連盟(副会長)
- 教育を考える議員連盟(幹事長)
- 医療・福祉関係議員連盟(幹事長)
- 治水・利水を考える議員連盟(幹事長)
- 過疎対策議員連盟(役員)
- スポーツ振興議員連盟
- 農業振興議員連盟

### 連絡先

〒779-3233  
名西部石井町石井字石井72-5

TEL/FAX

**088-678-6808**

※留守番電話に通じるときは、メッセージを入れていただけると助かります。

kunio.yamanishi@gmail.com



郵便はがき

776-8790

料金受取人払郵便

鳴島郵便局  
承認

753

石井町石井字石井72-5

徳島県議会議員

山西くにお  
行

差出有効期間  
令和7年10月  
31日まで  
(切手不要ですが、  
85円切手をはって  
いただけると嬉しい  
です。)



|         |  |
|---------|--|
| ふりがな    |  |
| お名前     |  |
| 〒       |  |
| ご住所     |  |
| 電話番号    |  |
| メールアドレス |  |

※ご意見をお寄せ下さいました皆様にお返事をさせていただいておりますが、  
匿名の方につきましてはお返事を致しかねますのでご了承ください。  
なお、場合によりホームページ等にて回答をさせていただくことが  
ございます。

料金後納  
郵便

タウンプラス

～ 議会だより(神山町版) 2025 春号 ～

## 山西くにお

## 最大会派 県議会 幹事長に就任!!



いあさつ

皆様方には日頃から大変お世話になっておりますこと、心より感謝申し上げます。  
おかげさまで申し合わせ任期を満了し、3月12日に副議長を退任しました。そしてこの度は所属する会派「徳島県議会自由民主党」の幹事長を拝命しました。誠に微力ではありますが、責任ある最大会派の円滑な運営に誠心誠意努めて参ります。  
さて、定期的に発行しております「議会だより」をお届けいたしました。どうぞ高覧いただき、返信ハガキにてご意見をお聞かせくださいましたら幸いです。  
今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

徳島県議会議員 山西国朗

トピックス

## ～ 県政のポイント ～

1 神山森林公園、老朽化遊具を撤去  
40周年に向けリニューアル

神山森林公園は平成元年7月のオープン以来、延べ500万人が来場するなど、長く県民の皆様に関われて参りました。一方、特に遊具の老朽化が著しく、過去には事故が発生するなど危険性を指摘するお声をいただいていた参りました。そこで、老朽化した危険な遊具を早急に撤去するとともに、開設40周年を迎える令和10年に向け、子どもからお年寄りまでが楽しく、安全・快適にご利用いただける新たな魅力ある公園となるよう「魅力創出計画」を策定します。

今後の計画策定にあたっては、皆様に愛される新たな森林公園へのリニューアルできるよう、地域の皆様のご意見やご提案をいただければ幸いです。さまざまなお声をお寄せいただきますよう、どうぞよろしくお願い致します。

2 全国初 移動する診療所  
県南で11月からスタート

医師不足や高齢化が進む県南の医療提供体制を強化するため、徳島県病院局は県南4町を対象に全国で初めてとなる医療MaaS(マース)「車両で移動する診療

所」を導入します。11月から本格的に診察を開始します。

医療MaaSは診療スペースや資機材を備えた車両が患者宅や地域の拠点(集会所など)に出向き、車両と病院をオンラインでつないで、病院にいる医師が現地にいる看護師に指示を出しながらモニター越しに診察する新たなサービスです。

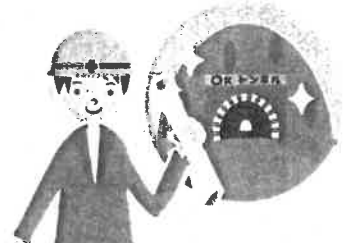
今後とも先行する4町での実績を踏まえ、特に通院が困難な過疎地域において同様の取り組みが展開できるよう、効果を検証して参ります。

3 徳島南環状道路 国府一上八万の工事  
僧津山・川西トンネル6割の掘削完了

徳島市内の渋滞対策として整備が進められている徳島南環状道路(国府一上八万)の工事は順調に進んでいます。特に、最大の構造物である僧津山・川西トンネル(855メートル)は全体の6割に当たる560メートルの掘削が完了しました。

一方、国道438号上八万バイパス(八万一佐那河内)のうち、一ノ瀬トンネル(佐那河内村下)の工事についても順調に進んでおり、今年度の予算では約11億9,000万円を確保しています。

今後とも、両区間の早期完成に向け、継続的な予算確保に努めて参ります。





## 令和6年11月議会 総務委員会

### ●公安委員会(県警) 質疑

#### 自動点灯の信号機 設置箇所 公表へ

**山西** 11月9日に四国地方において36万戸で大規模な停電が発生した。県内の信号機については停電に備え、自動点灯する信号機を一部導入しているが、今回の停電ですべて問題なく作動したか。また県内にどの程度、自動点灯する信号機を整備しているのか。

**交通安全課長** 現在、ディーゼルエンジンを内蔵した自家発電タイプとリチウムイオン電池を用いたバッテリータイプの2種類を採用し、合計で県内208ヶ所の主要交差点に設置している。先般の大規模停電時においては停電対策済みの信号機はすべて正常に作動した。

**山西** 県内の信号機は総数が約1,000基ほどなので、自動点灯する信号機は全体の2割程度だ。今後も自動点灯する信号機の増設を進めるべき。

**交通安全課長** 令和6年度は新たに10基を設置する予定であり、引き続き計画的に整備を進めていく。

**山西** 現在、自動点灯する信号機の設置箇所は非公表となっているが、県民の皆様が災害時の避難経路を検討する際に役立ててもらうためにも積極的に公表することを検討してもらいたい。

**解説** ※山西の質問を受け、県警は自動点灯信号機の設置箇所を公表しました。なお、石井町内の設置箇所は以下の通りです。  
●国道192号線/王子通交差点  
●国道192号線/キョーエイ石井店前交差点  
●県道徳島線/天神南交差点

信号機電源付加装置設置状況 徳島

※詳しくは、「信号機電源付加装置設置状況 徳島」で検索を。



## 令和7年2月議会 総務委員会

### ●公安委員会(県警) 質疑

#### 警察官 特殊詐欺見抜けず 再発防止を

**山西** 先般、阿波交番で「警察官が特殊詐欺を見抜けず、被害者が30万円を振り込んでしまう」という事案が発生した。県民の皆様の信頼を大きく損ねる大変由々しき事態だ。なぜ警察官が詐欺の電話だと見抜くことができなかったのか。



**生活安全企画課長** 今回の事案については、県民の信頼を著しく損ねる行為であり、真摯に反省している。対応した若手警察官は、被害者自身が自分で解決できたものと思ひ込んでしまった。そのため交番所長への報告も行わず、吉野川署刑事課長にも報告しなかった。



**山西** 報道によると「若手巡査が1人で対応した」とのことだが、交番所長も在署しており2人で対応していれば被害を防ぐことができたのではないのか。



**生活安全企画課長** これまで当該若手警察官は特殊詐欺の対応を行ってきており、交番所長も1人で対応できると判断してしまった。ご指摘のように、部下に任せることなく複数で対応すべきであった。



**山西** 対応に当たった警察官への処分をどう考えているのか。



**監察課長** 発生した結果は重大であり、当該警察官に対し厳重に指導した。特に交番所長である警部に対してはその職責を考慮し、厳重注意とした。



**山西** どのように再発防止を徹底していくのか。



**生活安全企画課長** 特殊詐欺が疑われる相談受理時の具体的な対応要領について、改めて教養資料を作成し、全職員に周知するとともに、警察署幹部を対象としたブロック別会議を開催する。また、全警察署への巡回指導を実施し、幹部による業務管理や部下職員に対する指導のあり方について指導教養を徹底し、再発防止に努める。

**県警巡査の特殊詐欺見逃し  
本部長、県議会で反省の弁**  
1月、阿波市の交番で動いた不審な電話が「詐欺の電話」だと見逃され、被害者が30万円を振り込んでしまった。県警本部長は6日に開かれた県議会総務委員会の事前説明会で「大層な反省を促す」と語り、女性に「お金のやり取りはしない」と指導したと述べた。

山西国朝氏(県議)が、巡査が詐欺を見逃したと指摘した。巡査は「詐欺の電話」だと見逃し、被害者が30万円を振り込んでしまった。山西国朝氏は「詐欺の電話」だと見逃し、被害者が30万円を振り込んでしまった。山西国朝氏は「詐欺の電話」だと見逃し、被害者が30万円を振り込んでしまった。

(2025.2.7 徳島新聞)

## 特殊詐欺対策 銀行と連携協定を締結



**山西** 昨年の特殊詐欺による被害額は約10億円であり、中でもSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は約5億8,000万円と、その被害に歯止めが掛からない深刻な状況だ。傾向としては、ネットバンキングを悪用するケースが多く高額な取引が可能であり、ネット空間で取引が完結するため、外部から詐欺に気づきにくい。ネット空間に対するさらなる対策が必要だ。



**生活安全企画課長** SNS利用者に対する注意喚起として「バナー広告」を計画している。日常的にSNSやアプリを利用する層への注意喚起を先制的に行い、被害の未然防止を図る。



**山西** 先般、県警と金融機関で連携協定を締結した。実効性のある取り組みを期待する。具体的にどのような対策を講じるのか。



**刑事企画課長** 詐欺被害の未然防止や拡大防止などを目的に、阿波銀行および徳島大正銀行との間で連携協定を締結した。この協定に基づき、県警から詐欺の現状や手口などを情報提供するとともに、両行から県警に対し、預金口座の取引内容等で詐欺被害と認められる情報や取引状況から不正な口座開設であると認められる情報が得られるようになった。また、情報共有を迅速に行うため、専用回線の構築や専用端末装置を設置する。



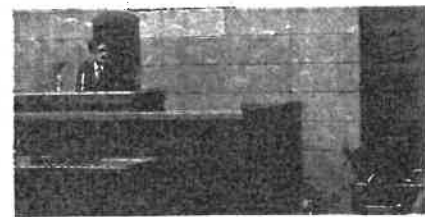
**山西** 一定の効果が見込めるのであれば他の金融機関との連携協定の締結も検討すべきだ。他方、闇バイト強盗や特殊詐欺の対策として警察庁においては「仮装身分捜査」を導入する方針が示された。県警においてもこの捜査手法の検討をすべきではないか。



**刑事課長** いわゆる「雇われたふり作戦」として非常に効果的なものと認識している。県警において「仮装身分捜査」の活用も検討しながら、引き続き実行犯の検挙、首謀者の検挙に向けた徹底した突き上げ捜査に全力を尽くす。



**解説** ※仮装身分捜査…捜査員が架空の身分証を提示して、犯罪の実行犯と接触する捜査手法。闇バイトによる強盗や窃盗、詐欺などの犯罪を摘発するために導入された。



本会議で議長席に座り議事を進める(2024.12.6)

#### 議会質問 について

副議長在任中は議会の公平公正な運営に注げる案件以外は極力控えております。また、本会議こととなっています。



正副議長定例会見に臨む(2024.12.20)

令和7年2月議会  
防災環境委員会

地籍調査  
新たな手法の確立を

県内における地籍調査(国土調査)の進捗状況は。

進捗率は令和5年度末時点で44%、全国順位は25位という状況だ。なお、徳島県では災害発生リスクの高い「津波浸水」「中央構造線活断層」「山地災害区域」「洪水浸水」の4つのエリアの調査を重点的に行なってきた。

では、重点エリアの進捗率はどのようになっているか。

津波浸水エリア78%、中央構造線活断層エリア61%、山地災害区域69%、洪水浸水エリア62%でいずれも県平均44%を上回っている。

県内においては林地が多いため、現場に入るとの調査や立ち会いを行うにも労力がかかる。そこで、那賀町で一部実施している「リモートセンシングデータ」という調査手法をうまく活用できれば林地における調査に有効ではないか。

近年の技術進歩により、高精度の航空写真、尾根や谷を明確に表現した微地形表現図、樹高の分布図といったリモートセンシングデータを活用し、現地立会を必要最低限で済ますという新たな手法が林地区域で認められており、全国でも活用が広がっている。那賀町でも今年度から活用を始めているが、資料と現地があつてという信ぴょう性を高めるために一定の時間を要するという課題も見えてきた。全国的には大幅に作業が軽減され進捗が図られているため、リモートセンシングデータを活用した調査の実効性を高め、県内全域に展開できるよう取り組む。

那賀町での事例を見ていると、人材の育成、データやノウハウの蓄積、地権者の信頼を高めることが重要で、それには一定の時間がかかるだろう。県内でもリモートセンシングデータを十分活用できるのではないかと期待を持っている。調査のさらなる加速を求める。

地すべり・がけ崩れ対策  
全国会議に出席 副会長として国に働きかけ

全国の都道府県議会(大阪府を除く)で構成する、「地すべり・がけ崩れ対策都道府県議会協議会」の総会が11月8日に東京で開催され、副会長として山西が出席しました。

総会では16項目による地すべり対策や急傾斜地崩壊対策の推進に関する提言案が全会一致で採択され、国に対して要望を行いました。

全国的に災害が激甚化・頻発化する中、地すべり対策やがけ崩れ対策を継続的に実施することが重要です。今後とも安定的・継続的な予算確保に向け、国に対し、副会長県としてしっかりと働きかけを強化して参ります。



地すべり・がけ崩れ対策都道府県議会協議会の総会に出席(2024.11.9)

地籍調査の予算 知事に要望  
総額11億6,800万円確保!!

神山町を含む県内19市町村で構成される「国土調査推進協議会」の役員を務める市町村長とともに、予算の増額を求めるため12月3日、知事に要望を行いました。

地籍調査(国土調査)については、令和5年度末時点の県内進捗率は44%で全国25位となっています。要望では、すでに令和6年度予算で10億円を確保し、進捗を図っていますが、災害発生後の迅速な復旧復興のためにも、また高齢化や人口減少にともなう所有者不明土地の解消のためにも地籍調査費のさらなる増額で調査の前倒しが必要だと訴えました。

要望後、開会中の11月議会の閉会日に補正予算が提出され、地籍調査費の追加分として1億6,800万円を可決しました。

今後とも、国土調査推進協議会の市町村長とも連携し、さらなる進捗が図られるよう取り組んで参ります。



国土調査推進協議会の市町村長と知事に予算要望(2024.12.3)

山西が会長の防災議員連盟 勉強会開催  
災害対応に女性の視点を

山西が会長を務める徳島県議会防災対策議員連盟の勉強会を3月5日に開催し、減災と男女共同参画研修推進センター(東京)の浅野幸子共同代表を講師に招き「災害対策の質を左右するジェンダー視点の防災」をテーマにご講演をいただきました。勉強会では、浅野講師が男性主体の避難所運営の問題点を指摘。災害復旧には性別や年齢に関わらず、さまざまな人々が参画する仕組みづくりが必要だとし、具体的な事例をお示しくださしました。これらのご指摘やご提案を踏まえ、県の防災対策がさらに向上するよう、議会での議論に活かして参ります。



防災ジェンダー視点で学ぶ  
県議や県議員 避難所運営考える

(2025.3.12 読売新聞)

頃はS型約5が掛は、が多と間敷にな

としる。する等の

協取りこの

止で徳をう詐とも又引取めら報集

とあ協、閣察しすこの。として捜犯た

の接、た。

(6)

公正な運営に注力するため、委員会での質問は地元に関係します。また、本会議での質問は議会の申し合わせにより自粛する

# 総額10億5,250万円を確保!!

最大会派  
山西推進

鮎喰川の整備に9,850万円 井ノ谷の道路整備に3,000万円

令和7年度における神山町内の県公共事業予算は箇所づけベースで総額10億5,250万円を確保し、順次工事に着手しております。

道路・河川整備では、鮎喰川の整備に9,850万円、井ノ谷の道路拡幅に3,000万円、左右山谷の堰堤改修に1億4,400万円を確保するなど総額で6億2,750万円を確保しました。一方、森林整備予算では総額4億2,500万円を確保しました。

今後とも、地域の皆様のご要望をお伺いしながら安定的な予算確保に努めて参ります。

## 道路・河川整備予算(令和7年度)

| 路線名       | 施工箇所    | 工種               | 予算額       |
|-----------|---------|------------------|-----------|
| 県道石井神山線   | 阿野      | 現道拡幅             | 5,000万円   |
| 県道石井神山線   | 長代      | 現道拡幅             | 5,000万円   |
| 県道石井神山線   | 井ノ谷     | 現道拡幅             | 3,000万円   |
| 県道石井神山線   | 阿野～神領   | 落石対策             | 2,000万円   |
| 県道石井神山線   | 西上角     | 歩道新設ほか           | 1,000万円   |
| 県道石井神山線   | 阿野ほか    | 橋りょう修繕           | 7,000万円   |
| 県道鶴島神山線   | 二ノ宮～地ノ平 | 現道拡幅             | 2,000万円   |
| 県道神山川島線   | 黒口～鍋岩   | 現道拡幅             | 2,500万円   |
| 県道鬼籠野国府線  | 一ノ坂     | 現道拡幅             | 4,000万円   |
| 県道神山鮎喰線ほか | 阿野ほか    | 舗装               | 1,000万円   |
| 県道神山鮎喰線   | 神山町内    | 現道拡幅             | 500万円     |
| 左右山谷ほか    | 左右山ほか   | 堰堤改修・調査設計        | 1億4,400万円 |
| 国道438号    | 上分      | バイパス法面工          | 3,000万円   |
| 国道438号    | 下分ほか    | 舗装               | 2,500万円   |
| 鮎喰川       | 神山町内    | 堤防補強・護岸工・掘削・樹木伐採 | 9,850万円   |

※11月議会および2月議会可決分(箇所づけベース)

## 森林整備予算(令和7年度)

| 施工箇所  | 工種         | 予算額     |
|-------|------------|---------|
| 阿野ほか  | 機能保全対策工    | 2,000万円 |
| 猪ノ頭ほか | 排水ボーリング工ほか | 4,600万円 |
| 阿野ほか  | 排水ボーリング工   | 500万円   |
| 坂丸    | 谷止工        | 3,500万円 |
| 江田    | 山腹工        | 3,600万円 |
| 江田    | 谷止工        | 3,600万円 |
| 名ヶ平   | 谷止工        | 3,600万円 |
| 西分    | 谷止工        | 3,400万円 |
| 松尾    | 谷止工        | 6,000万円 |
| 奥屋敷   | 谷止工        | 3,500万円 |
| 奥屋敷   | 森林整備       | 500万円   |
| 大影    | 谷止工        | 2,500万円 |
| 元山    | 山腹工        | 2,400万円 |
| 日浦    | 山腹工        | 2,800万円 |

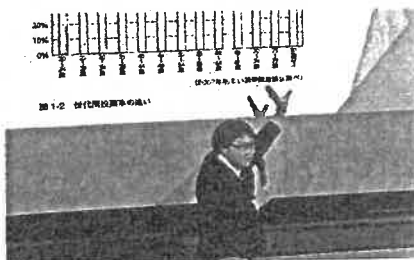
※11月議会および2月議会可決分(箇所づけベース)

## 島-ソウル 国際定期便就

서울-도쿠시마 국제 정기편 취항



徳島-ソウル国際定期便就航記念セレモニーで祝辞  
(2024.12.26)



四国大学で経営情報学部の学生さんに講義  
(2024.11.20)



徳島県健康福祉祭ねりんピックの開会式で祝辞  
(2024.9.28)



山西くにお  
議会活動

### ～所属する委員会など～

- 徳島県議会自由民主党 幹事長
- 議会運営委員会
- 会長幹事長会
- 文教厚生委員会
- まちづくり魅力向上委員会

### ～所属する議員連盟～

- 防災対策議員連盟(会長)
- 観光振興議員連盟(副会長)
- 教育を考える議員連盟(幹事長)
- 医療・福祉関係議員連盟(幹事長)
- 治水・利水を考える議員連盟(幹事長)
- 過疎対策議員連盟(役員)
- スポーツ振興議員連盟
- 農業振興議員連盟

### 連絡先

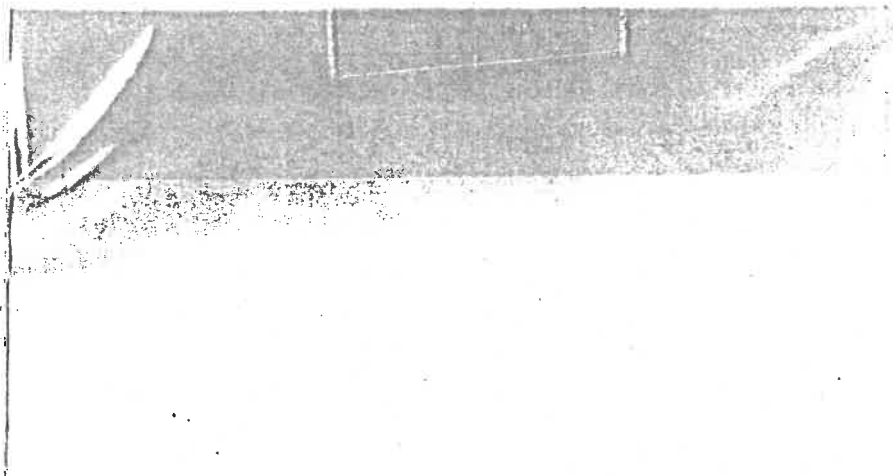
〒779-3233  
名西郡石井町石井字石井72-5

TEL/FAX

088-678-6808

※留守番電話に通じるときは、メッセージを入れていただけると助かります。

kunio.yamanishi@gmail.com



郵便はがき

776-8790

料金受取人払郵便

鴨島郵便局  
承認

753

差出有効期間  
令和7年10月  
31日まで

(切手不要ですが、  
85円切手をはって  
いただけると嬉しい  
です。)

石井町石井字石井72-5

徳島県議会議員

山西くにお  
行



|         |   |
|---------|---|
| ふりがな    |   |
| お名前     |   |
| ご住所     | 〒 |
| 電話番号    |   |
| メールアドレス |   |

※ご意見をお寄せ下さいました皆様にお返事をさせていただいておりますが、  
匿名の方につきましてはお返事を致しかねますのでご了承ください。  
なお、場合によりホームページ等にて回答をさせていただくことが  
ございます。

## 活動報告書兼領収書等添付票

| 項目   | 広聴広報費 |
|------|-------|
| 整理番号 | 2     |

|                                                 |                                                                                                                                                                                     |              |            |             |                                                                                                              |               |                   |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------|
| ① 年月日                                           | 令和7年11月                                                                                                                                                                             |              |            |             |                                                                                                              |               |                   |
| ② 内容                                            | 発行日 令和7年11月<br>発行部数 議会だより第19号石井町版10,300部および議会だより第6号神山町版2,400部<br>配布方法 郵送・手配り<br>内容 県政報告書を発行し、県内において上記の配布方法により地域住民に配布し広聴広報活動を行う。<br><br>※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること |              |            |             |                                                                                                              |               |                   |
| ③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠 |                                                                                                                                                                                     |              |            |             |                                                                                                              |               |                   |
| ④ 経費                                            | 費目                                                                                                                                                                                  | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>(%) | 充当金額<br>(円) | 支払の内容                                                                                                        | 印刷<br>成果<br>物 | 発送<br>物<br>写<br>し |
|                                                 | 印刷費                                                                                                                                                                                 | 342,958      | 10/10      | 342,958     | 別紙のとおり                                                                                                       | ✓             |                   |
|                                                 | 郵送費                                                                                                                                                                                 | 443,016      | 10/10      | 443,016     | 県政報告書等郵送<br>(石井町石井局分) 36円×10,000通=360,000円 /<br>(神山町広野局分) 36円×999通=35,964円 /<br>(神山町今井局分) 36円×1,307通=47,052円 |               | ✓                 |
|                                                 | 郵送費                                                                                                                                                                                 | 13,203       | 10/10      | 13,203      | 県政報告書等郵送<br>(県内分) 110円×117通=12,870円<br>返信ハガキ 111円×3通=333円                                                    |               | ✓                 |
|                                                 | 郵送費                                                                                                                                                                                 | 333          | 10/10      | 333         | 返信ハガキ 111円×3通=333円                                                                                           |               | ✓                 |
|                                                 | 郵送費                                                                                                                                                                                 | 111          | 10/10      | 111         | 返信ハガキ 111円×1通=111円                                                                                           |               | ✓                 |
|                                                 | 郵送費                                                                                                                                                                                 | 111          | 10/10      | 111         | 返信ハガキ 111円×1通=111円                                                                                           |               | ✓                 |
|                                                 | 郵送費                                                                                                                                                                                 | 1,998        | 10/10      | 1,998       | 返信ハガキ 111円×18通=1,998円                                                                                        |               | ✓                 |
|                                                 | 合計                                                                                                                                                                                  | 801,730      |            | 801,730     |                                                                                                              |               |                   |

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、広報活動とはみなされません。  
 (注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。  
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

|                                                                                    |                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）                                               | 会派使用欄                                                                                                |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である         | 経理責任者審査<br><br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている           |                                                                                                      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない                                 |                                                                                                      |
| <input type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない              |                                                                                                      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている                  |                                                                                                      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている |                                                                                                      |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 按分率       |   |
| 政務活動費の支出額 | 円 |

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

請求No. 00001522

徳島県議会議員 山西国朗 様

(8014)



株式会社 パスワーク

徳島市新南福島1丁目2-39 〒770-0867 (三)

Tel.088-654-7036 (代表) Fax.088-626-7385h

取引銀行:

登録番号: T9480001004183

07-12-26 420ZK

**\*342,958 PBカ)ハ°スワ-ク**

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

|        |     |          |
|--------|-----|----------|
| お客様コード | 発行日 | 請求登録日    |
|        |     | 07/11/25 |

| 前回御請求額 | 御入金額 | 繰越金額 | 今回御買上額  | 内消費税額  | 今回御請求額  |
|--------|------|------|---------|--------|---------|
| 0      | 0    | 0    | 342,958 | 31,178 | 342,958 |

[illegible]

|          |    |    |    |     |    |     |
|----------|----|----|----|-----|----|-----|
| 売上<br>区分 | 01 | 売上 | 03 | 値引  | 09 | 消費税 |
|          | 02 | 返品 | 04 | 諸経費 |    |     |

|      |    |        |    |      |    |        |
|------|----|--------|----|------|----|--------|
| 入金区分 | 91 | 現金・小切手 | 93 | 相 殺  | 95 | 値引・その他 |
|      | 92 | 振込入金   | 94 | 手形入金 |    |        |

取引銀行：

**paswork**  
precision & all sales projections

## 次回口座振替のお知らせ (Information of Current Bill)

徳島県議会議員 山西 国朗

様

日本郵便株式会社



登録番号: T1010001112577  
【お問合せ先】

鴨島郵便局  
電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2025年12月22日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際は、お問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

| ご請求番号 (Billing ID)       |  | 次回振替額 (税込) (Total Amount Due) |            | 金融機関     |             | 発行日 (Date of Issue) |             |         |
|--------------------------|--|-------------------------------|------------|----------|-------------|---------------------|-------------|---------|
|                          |  | 443,016 円                     |            |          |             | 2025年12月 6日         |             |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  | ご請求番号                         | 消費税率等 (税込) | 消費税等     | 修正前期間計 (税込) | 修正前消費税等             | 修正後期間計 (税込) | 修正後消費税等 |
| 2025/11/30締め利用額          |  |                               | 10%        | 443,018円 | (40,274円)   |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |
|                          |  |                               |            |          |             |                     |             |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2026年 1月 7日

お客さま氏名 (Customer)

徳島県議会議員 山西 国朗

様

右記、金額を 2025年12月22日付けで

口座振替により領収致しました。

| ご請求番号 (Billing ID)               |  |
|----------------------------------|--|
|                                  |  |
| ご請求の内訳 (Billing Details)         |  |
| 2025/11/30締め利用額                  |  |
| 領収金額 (Amount Paid)               |  |
| 443,016 円<br>(うち消費税相当額) 40,274 円 |  |
| 金融機関                             |  |
|                                  |  |

日本郵便株式会社



印紙税申告納  
付につき幾町  
税務署承認済

機

20251120 - 2001 - 620500 - 05136407 - 251120f0006 - 001

## 後納郵便物等取扱票 (お客様用)

| お客様名 | ： | 徳島県議会議員 | 山西 国朗 |
|------|---|---------|-------|
|------|---|---------|-------|

お客様住所：〒779-3233 徳島県名西郡 石井町石井字石井72-5

お客様電話番号

号 番 様 客 名

後納承認局 : 2001-620500

後納お取引番号 : 0001813101

発行日時 : 2025年11月20日 12:28

発行番号 : 251120A7939

〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区

大手町2-3-1

連絡先： 広野郵便局

電話番号 : 088-678-0350

取扱局 : 3001-620920

**取扱日**

2025.11.20

| 項番  | 種別            | 特殊取扱 | 量目／サイズ | 追跡番号 | 通(個)数 | 単価(円) | 料金(円)  | (割引種別)  | 摘要<br>(損害要償額)(円)         |
|-----|---------------|------|--------|------|-------|-------|--------|---------|--------------------------|
| 1   | ゆうメール特別<br>区内 |      | 14.5g  |      | 999   | 36    | 35,964 | 1.0cm未満 |                          |
|     |               |      |        |      |       |       |        |         |                          |
|     |               |      |        |      |       |       |        |         |                          |
|     |               |      |        |      |       |       |        |         |                          |
|     |               |      |        |      |       |       |        |         |                          |
|     |               |      |        |      |       |       |        |         |                          |
|     |               |      |        |      |       |       |        |         |                          |
|     |               |      |        |      |       |       |        |         |                          |
|     |               |      |        |      |       |       |        |         |                          |
| 合 計 |               |      |        |      | 999   |       | 35,964 |         | 郵便物引受合計通数<br>ゆうパック引受合計個数 |

(注) これは領収書ではありません。また、表示されている料金は実際の請求と異なる場合があります。

430112001R09 2025/11/20 12:28:18

## 窗口端末



## 次回口座振替のお知らせ (Information of Current Bill)

山西 国朗

様

日本郵便株式会社



登録番号: T1010001112577  
【お問合せ先】

鴨島郵便局  
電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2025年12月22日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際は、お問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

|                          |  |                               |       |         |          |                     |         |             |         |
|--------------------------|--|-------------------------------|-------|---------|----------|---------------------|---------|-------------|---------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |  | 次回振替額 (税込) (Total Amount Due) |       | 金融機関    |          | 発行日 (Date of Issue) |         |             |         |
|                          |  | 13,203 円                      |       |         |          | 2025年12月 6日         |         |             |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  | ご請求番号                         | 消費税率等 | (税込)    | 消費税等     | 修正前期間計 (税込)         | 修正前消費税等 | 修正後期間計 (税込) | 修正後消費税等 |
| 2025/11/30締め利用額          |  |                               | 10%   | 13,203円 | (1,200円) |                     |         |             |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2026年 1月 6日

お客さま氏名 (Customer)

山西 国朗

様

右記、金額を 2025年12月22日付けで

口座振替により領収致しました。

| ご請求番号 (Billing ID)               |                     |
|----------------------------------|---------------------|
| ご請求の内訳 (Billing Details)         | 2025/11/30締め利用額     |
| 領収金額 (Amount Paid)<br>(うち消費税相当額) | 13,203 円<br>1,200 円 |
| 金融機関                             |                     |

日本郵便株式会社



印紙税申告納  
付につき趣町  
税務署承認済

後納郵便物等  
取扱票(お客様用)

山西 国朗 様

【後納引受】  
1 第一種定形

50g  
117通

0110 ¥12,870

合計 ¥12,870

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2025年11月27日 16:54  
発行No. 251127K3373 端715779071  
連絡先：鴨島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090  
後納承認局 2001-620500  
後納お取引番号 0001775315

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

【収納金】  
受取人私  
第二種通常はがき 1通  
0111 ¥111

料金 ¥85  
手数料 ¥26  
料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年11月17日 9:52  
発行No. 251117L0697 端715710869  
連絡先: 鶴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

山西くにお 様

(承認: 0547)

【収納金】  
受取人私  
第二種通常はがき 1通  
0111 ¥111

料金 ¥85  
手数料 ¥26  
料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年11月26日 11:02  
発行No. 251126L0623 端715710872  
連絡先: 鶴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

山西くにお 様

(承認: 0547)

【収納金】  
受取人私  
第二種通常はがき 1通  
0111 ¥111

料金 ¥85  
手数料 ¥26  
料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年11月27日 11:13  
発行No. 251127L0519 端715710860  
連絡先: 鶴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

## 次回口座振替のお知らせ

## (Information of Current Bill)

山西 国朗

様

日本郵便株式会社



登録番号: T1010001112577

【お問合せ先】

鴨島郵便局

電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2025年08月20日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際は、お問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

|                          |                               |             |                     |
|--------------------------|-------------------------------|-------------|---------------------|
| ご請求番号 (Billing ID)       | 次回振替額 (税込) (Total Amount Due) | 金融機関        | 発行日 (Date of Issue) |
|                          | 333 円                         |             | 2025年 8月 6日         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) | ご請求番号                         | 消費税率等 (税込)  | 消費税等                |
| 2025/07/31締め利用額          |                               | 10% 333円    | (30円)               |
|                          |                               | 修正前期間計 (税込) | 修正前消費税等             |
|                          |                               | 修正後期間計 (税込) | 修正後消費税等             |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2025年 9月 6日

お客さま氏名 (Customer)

山西 国朗

様

ご請求番号  
(Billing ID)ご請求の内訳  
(Billing Details)

2025/07/31締め利用額

領収金額 (Amount Paid)  
(うち消費税相当額)333 円  
30 円

金融機関

右記、金額を 2025年 8月20日付けで

口座振替により領収致しました。

日本郵便株式会社



印紙税申告納

付につき趣町

税務署承認済

交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

【収納金】

受取人私

第二種通常はがき

0111

1通

¥111

料金

手数料

料金等計

¥85

¥26

¥111

合計

¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年 / 月 4日 12:02  
発行No. 250704L0413 端715/10860  
連絡先: 鴨島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局

2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

【収納金】

受取人私

第二種通常はがき

0111

1通

¥111

料金

手数料

料金等計

¥85

¥26

¥111

合計

¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年 / 月 15日 11:09  
発行No. 250715L041 / 端715/10860  
連絡先: 鴨島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局

2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

【収納金】

受取人私

第二種通常はがき

0111

1通

¥111

料金

手数料

料金等計

¥85

¥26

¥111

合計

¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年 7月28日 11:46  
発行No. 250728L0436 端715/10860  
連絡先: 鴨島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局

2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

## 次回口座振替のお知らせ (Information of Current Bill)

山西 国朗

様

日本郵便株式会社



登録番号: T1010001112577

【お問合せ先】

鴨島郵便局

電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2025年09月22日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際は、お問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

|                          |  |                               |       |      |       |                     |         |             |         |
|--------------------------|--|-------------------------------|-------|------|-------|---------------------|---------|-------------|---------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |  | 次回振替額 (税込) (Total Amount Due) |       | 金融機関 |       | 発行日 (Date of Issue) |         |             |         |
|                          |  | 111 円                         |       |      |       | 2025年 9月 6日         |         |             |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  | ご請求番号                         | 消費税率等 | (税込) | 消費税等  | 修正前期間計 (税込)         | 修正前消費税等 | 修正後期間計 (税込) | 修正後消費税等 |
| 2025/08/31締め利用額          |  |                               | 10%   | 111円 | (10円) |                     |         |             |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2025年10月 6日

お客さま氏名 (Customer)

山西 国朗

様

ご請求番号  
(Billing ID)

ご請求の内訳 (Billing Details)  
2025/08/31締め利用額

領収金額 (Amount Paid)  
(うち消費税相当額)

111 円  
10 円

金融機関

右記、金額を 2025年 9月22日付けで

口座振替により領収致しました。

日本郵便株式会社



印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済

# 交付証(お客様用)

山西 国朗 様

(承認: 0753)

[収納金]

受取人私

第二種通常はがき

0111

1通

¥111

料金

¥85

手数料

¥26

料金等計

¥111

合計

¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町 2-3-1

取扱日時: 2025年 8月18日 10:54

発行No. 250818L0449 端715710860

連絡先: 鶴岡郵便局

TEL: 0570-943-934

取扱局

2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

## 次回口座振替のお知らせ

## (Information of Current Bill)

山西 国朗

様

日本郵便株式会社



登録番号: T1010001112577

【お問合せ先】

鴨島郵便局

電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2025年10月20日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際はお問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

| ご請求番号 (Billing ID)       |  | 次回振替額(税込) (Total Amount Due) |       | 金融機関    |       | 発行日 (Date of Issue) |         |
|--------------------------|--|------------------------------|-------|---------|-------|---------------------|---------|
|                          |  | 111 円                        |       |         |       | 2025年10月 6日         |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  | ご請求番号                        | 消費税率等 | (税込)    | 消費税等  | 修正前期間計(税込)          | 修正前消費税等 |
| 2025/09/30締め利用額          |  |                              | 10%   | 111円    | (10円) |                     |         |
|                          |  | 修正後期間計(税込)                   |       | 修正後消費税等 |       |                     |         |
|                          |  |                              |       |         |       |                     |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2025年11月10日

お客さま氏名 (Customer)

山西 国朗

様

右記、金額を 2025年10月20日付けで

口座振替により領収致しました。

| ご請求番号 (Billing ID)       |  |
|--------------------------|--|
|                          |  |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  |
| 2025/09/30締め利用額          |  |
| 領収金額 (Amount Paid)       |  |
| (うち消費税相当額)               |  |
| 111 円                    |  |
| 10 円                     |  |
| 金融機関                     |  |
|                          |  |

日本郵便株式会社



印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

交付証(お客様用)

山西 国朗 様

〒100-8792 東京都千代田区大手町2-3-1  
(承説: 0753)

【収納金】  
受取人私  
第二種通常はがき 1通  
0111 ¥111

|      |      |
|------|------|
| 料金   | ¥85  |
| 手数料  | ¥26  |
| 料金等計 | ¥111 |

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年 9月11日 10:34  
発行No. 250911L0457 端715710860  
連絡先: 鴨島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

## 次回口座振替のお知らせ (Information of Current Bill)

山西 国朗

様

日本郵便株式会社



登録番号: T1010001112577

【お問合せ先】

鴨島郵便局

電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2026年01月20日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際は、お問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

|                          |  |                               |       |        |        |                     |         |             |         |
|--------------------------|--|-------------------------------|-------|--------|--------|---------------------|---------|-------------|---------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |  | 次回振替額 (税込) (Total Amount Due) |       | 金融機関   |        | 発行日 (Date of Issue) |         |             |         |
|                          |  | 1,998 円                       |       |        |        | 2026年 1月 6日         |         |             |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  | ご請求番号                         | 消費税率等 | (税込)   | 消費税等   | 修正前期間計 (税込)         | 修正前消費税等 | 修正後期間計 (税込) | 修正後消費税等 |
| 2025/12/31締め利用額          |  |                               | 10%   | 1,998円 | (181円) |                     |         |             |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2026年 2月 9日

お客さま氏名 (Customer)

山西 国朗

様

ご請求番号  
(Billing ID)

ご請求の内訳  
(Billing Details) 2025/12/31締め利用額

領収金額 (Amount Paid)  
(うち消費税相当額)

1,998 円  
181 円

金融機関

右記、金額を 2026年 1月20日付けで  
口座振替により領収致しました。

日本郵便株式会社



印紙税申告納  
付につき趣町  
税務署承認済

交付証(お客様用)

山西くにお

(承認: 0547)

【収納金】

受取人私

第二種通常はがき

0111 2通

¥222

料金

手数料

料金等計

¥170

¥52

¥222

合計

¥222

〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町 2-3-1

取扱日時: 2025年12月 1日 9:59

発行No. 251201L0706 端715710869

連絡先: 鴨島郵便局

TEL: 0570-943-934

取扱局

2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

山西くにお

(承認: 0547)

【収納金】

受取人私

第二種通常はがき

0111 5通

¥555

料金

手数料

料金等計

¥425

¥130

¥555

合計

¥555

〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町 2-3-1

取扱日時: 2025年12月 3日 11:01

発行No. 251203L0529 端715710860

連絡先: 鴨島郵便局

TEL: 0570-943-934

取扱局

2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

山西くにお

(承認: 0547)

【収納金】

受取人私

第二種通常はがき

0111 1通

¥111

料金

手数料

料金等計

¥85

¥26

¥111

合計

¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町 2-3-1

取扱日時: 2025年12月 2日 10:59

発行No. 251202L0527 端715710860

連絡先: 鴨島郵便局

TEL: 0570-943-934

取扱局

2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

山西くにお

(承認: 0547)

【収納金】

受取人私

第二種通常はがき

0111 3通

¥333

料金

手数料

料金等計

¥255

¥78

¥333

合計

¥333

〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町 2-3-1

取扱日時: 2025年12月 8日 13:38

発行No. 251208L0615 端715710871

連絡先: 鴨島郵便局

TEL: 0570-943-934

取扱局

2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

様

山西くにお

(承認: 0547)

[収納金]  
受取人私  
第二種通常はがき  
0111 1通

¥111

料金 ¥85  
手数料 ¥26  
料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年12月 8日 13:38  
発行No. 251208L0614 端715710871  
連絡先: 晴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

様

山西くにお

(承認: 0547)

[収納金]  
受取人私  
第二種通常はがき  
0111 1通

¥111

料金 ¥85  
手数料 ¥26  
料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年12月 9日 11:11  
発行No. 251209L0533 端715710860  
連絡先: 晴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

様

山西くにお

(承認: 0547)

[収納金]  
受取人私  
第二種通常はがき  
0111 1通

¥111

料金 ¥85  
手数料 ¥26  
料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年12月10日 11:02  
発行No. 251210L0534 端715710860  
連絡先: 晴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証(お客様用)

様

山西くにお

(承認: 0547)

[収納金]  
受取人私  
第二種通常はがき  
0111 1通

¥111

料金 ¥85  
手数料 ¥26  
料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2025年12月11日 10:47  
発行No. 251211L0535 端715710860  
連絡先: 晴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証 (お客様用)

山西くにお様  
(承認: 0547)

【収納金】  
受取人私  
第二種通常はがき 2通  
0111 ¥222

料金  
手数料 ¥170  
料金等計 ¥52  
¥222

合計 ¥222

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町 2-3-1  
取扱日時: 2025年12月16日 10:55  
発行No. 251216L0537 端715710860  
連絡先: 簡島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

交付証 (お客様用)

山西くにお様  
(承認: 0547)

【収納金】  
受取人私  
第二種通常はがき 1通  
0111 ¥111

料金  
手数料 ¥85  
料金等計 ¥26  
¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町 2-3-1  
取扱日時: 2025年12月24日 10:51  
発行No. 251224L0540 端715710860  
連絡先: 簡島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

料金後納  
郵便

タウンプラス

～ 議会だより 2025 秋号 ～

## 山西くにお

## 政策条例検討会議 座長に就任!!



いあいさつ

皆様方には日頃から大変お世話になっておりますこと、心より感謝申し上げます。  
この度、全会派の代表者で構成する政策条例検討会議の座長に就任いたしました。議員提案条例のとりまとめ役として円滑で丁寧な会議の運営に努めて参ります。  
さて、定期的に発行しております「議会だより」をお届けいたしました。どうぞ高覧いただき、返信ハガキにてご意見をお聞かせくだされば幸いです。  
今後ともご指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

徳島県議会議員 やま にし くに お 山西国朗

トピックス

## ～ 県政のポイント ～

① 六条大橋  
歩道の新設工事を開始

平成26年から橋きゃくの耐震工事を行い、令和2年からは歩道新設に向けた下部工の工事を進めてきた六条大橋は、今年度からいよいよ歩道の新設工事に着手します。

今年度の当初予算で六条大橋に3億円を確保。まずは、橋りょう全長680mの約3分の1にあたる、約220mを第1工区とし、上板町側から幅2mの歩道を添架していきます。工事は片側1車線を通行止めにして行うため、渋滞発生を考慮し、おもに夜間工事を予定しています。

今後とも、六条大橋の歩道新設工事が早期に完成できるよう継続的な予算確保に努めて参ります。

② 不登校支援の新たな学校  
「学びの多様化学校」を  
県立で開校

県教育委員会は令和9年度の開校を目指し、不登校の児童生徒を支援する専門的な学校「学びの多様化学校」を県立中学校として設置する旨、明らかにしました。学校は鳴門教育大学の敷地内に建設し、運営は長年にわたり不登校支援に取り組んできた同大と連携する方針です。あわせて、徳島駅周辺に不登校児童生徒向けの相談窓口や居場所の設置も検討しています。

近年、全国的に不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校支援に特化した専門的な学校を設置する意義は

大きく、山西が幹事長を務める徳島県議会教育を考える議員連盟でも以前から勉強会を重ねるなどし、県教育委員会の取り組みを後押ししてきました。

今後とも、子どもたちに多様な学びを提供できるよう、さらなる支援の充実にしっかり取り組んで参ります。

③ 中央病院  
「がん口コモ部門」を設置最新の手術支援ロボット導入  
公立病院で全国初

県は、がんやその治療にともない運動機能が低下する状態「がん口コモ」への対策として県立中央病院と徳島大学病院内のがん対策センターに「がん口コモ部門」を新設します。専門医の配置や相談体制の充実などを図るほか、県民向けの講演会や医療従事者向けの研修会を開き啓発にも取り組んでいく方針です。

また、がん手術などに使う最新の内視鏡手術支援ロボット「ダビンチ5」を中央病院に導入しました。公立病院に導入するのは全国で初めてです。手術の精度や安全性が高まるほか、患者さんの負担軽減も期待されています。

今後とも、県立病院の利便性やサービスの向上はもとより、より質の高い医療が提供できるよう積極的に取り組みを後押しして参ります。



令和7年9月議会  
文教厚生委員会

## ●教育委員会

### 不登校支援 「学びの多様化学校」を開校 校舎建設に6億6,000万円

**山西** 子ども1人1人の状況に合わせた教育を提供し、学びの選択肢を増やすことができる大変意義深い取り組みだ。この度の受け入れ可能人数はどのように考えているのか。

**いじめ不登校対策課長** 学びの多様化学校は少人数による個別指導と考えており、他県の事例などから1学年20名程度とし、受け入れ可能人数は全校で60名程度と考えている。

**山西** 鳴門教育大学敷地内に建設を予定している校舎の建設費用はどの程度を見込んでいるのか。

**いじめ不登校対策課長** 学びの多様化学校の特徴として、学校そのものに対する抵抗感のある子どもたちも多いことから「学校らしくない学校」をコンセプトにしており、ゆったりと落ち着いた環境づくりが求められている。生徒数から考慮すると、延床面積約1,000㎡程度の広さになる。建設費用は、工事費及び工事監理費を合わせて6億6,000万円程度を見込んでいる。

**解説** ※学びの多様化学校とは…不登校児童生徒の実情に配慮し、特色ある教科を新設したり、総授業時間数を減らすなど、個々の状況を踏まえた特別的教育課程を編成した学校のこと。県は鳴門教育大学内に同大と連携し、県立で設置する方針。

「学びの多様化学校」建設費6億6,000万円  
県教育委員会は8日の県議会文教厚生委員会、2027年度の開校を目指している「学びの多様化学校」の建設費を約6億6,000万円と見込んでおり、これを明らかにした。山西副知事（県議会議長）の質問に答えた。学びの多様化学校は、不登校の生徒に最適な学びや支援を提供するため、鳴門市の鳴門教育大学の敷地内に県立中学校として設置する。

校舎は延べ千平方メートル規模の規模を想定。学校抵抗感がある生徒に配慮し、個別学習スペースを設けるなど、落ち着いた学習環境を整備する。建設費用は施設費を基に算出した。建設場所は鳴門教育大学敷地内にあり、10月ごろまでに決める。県の27年度一般計補正予算案には、校舎設計費や広域建設費3,400万円を計上している。

(2025.9.9 徳島新聞)



6月議会本会議の様子。山西は3列目左から3番目(2025.7.1)

## ●こども未来部

### 教員のわいせつ履歴 県内私立学校4法人 未調査が判明

**山西** 令和4年4月1日から教員の新規採用時に採用権者は文部科学省の「特定免許失効者管理システム」のデータベース(DB)で検索することが義務付けられている。県内の私立学校の活用状況はどのように把握しているか。

**こども未来政策課長** 県内に12学校法人あり、高校4校、中学校2校、小学校2校、幼稚園11園を所管している。現在把握している限り、少なくとも4法人は未活用状態である。

**山西** 4法人とはどこの法人なのか。

**こども未来政策課長** 各学校法人とも事情が異なるため、現時点での公表は控える。

**山西** 活用しているかどうかは県民・保護者の皆様も知りたいだろうし知るべきだ。状況を見ながらでも公表すべきだ。なぜ未活用なのかも含めて聞き取り調査を行うなどしっかり検証する必要がある。

**こども未来政策課長** 今後、県が実施している各学校法人への監査において活用の徹底を図っていく。

**解説** ※特定免許失効者管理システム…過去に児童生徒への性暴力等を行なった者が再び教壇に立つことを防ぐために、教育委員会や学校法人が教員を採用する際、免許失効者の情報を検索するシステム。令和4年度から、採用する教員等をデータベース(DB)で検索、確認することが法律で義務付けられている。

わいせつ処分歴採用時確認  
4学校法人DB未活用

県内の私立学校を運営する4学校法人が教員を採用する際、児童生徒へのわいせつ行為に関する処分歴を国のデータベース(DB)で確認していないことが分かった。20日開かれた県議会文教厚生委員会、山西副知事（県議会議長）の質問に答えた。4学校法人が活用しなかつたのは、県民や保護者が知りたがるべきだ」と求めた。

県内の私立学校を運営する4学校法人が教員を採用する際、児童生徒へのわいせつ行為に関する処分歴を国のデータベース(DB)で確認していないことが分かった。20日開かれた県議会文教厚生委員会、山西副知事（県議会議長）の質問に答えた。4学校法人が活用しなかつたのは、県民や保護者が知りたがるべきだ」と求めた。

(2025.9.30 徳島新聞)

## ●病院局

### 中央病院でキャッシュレス決済 開始 周知を 駐車場の混雑解消も

**山西** キャッシュレス決済は患者さんの待ち時間を短縮することができる有効な手段だ。現時点での利用者はどのように推移しているのか。

**経営改革課長** 7月1日の利用開始から現時点までの利用状況は利用者数のべ1,009人となっている。

**山西** キャッシュレス決済システムの周知に一層取り組んでほしい。

**経営改革課長** 院内2階のフロアで専用ブースを設置し、12月まで登録手続きの支援を実施する。

**山西** 利便性向上に向け、一層取り組んでいただきたい。また、駐車場が時間帯によっては満車になり車が停めづらい、との声もある。さまざまな対策を講じていただきたい。

令和7年9月議会  
まちづくり・魅力向上対策委員会

## ●観光スポーツ文化部

### 万博で配布のクーポン 不正使用の実態 検証を

**山西** 大阪・関西万博で配布した徳島行き的高速バスやフェリーが片道500円で利用できるクーポンについて、一部がフリマサイトで転売された可能性がある。県としてどのように把握し、どのような対策を打ってきたのか。

**万博推進課長** キャンペーン開始時から譲渡・転売は禁止であることを配布の際に直接伝えてきた。フリマサイトはこまめに監視し、出品が確認された場合はサイト運営者および出品者に取り下げを求めてきた。

**山西** 紙のクーポンである以上、不正利用はある程度想定される。紙以外の方法も検討されたのか。

**万博推進課長** キャンペーン実施前にはデジタルクーポンも検討したが経費が高額になるため、できる限りの対策を講じた上で紙のクーポンにした。

**山西** できる限りの対策をとったとしても、個人間で売買されたり、ネットを介しない方法で売買されたり100%監視するのは困難だろう。つまり、県が今把握している以外に不正に使用された可能性はあるという認識でいいか。

として  
ネット  
したら  
まり、  
も用さ  
か。



A stylized illustration of a carpooling service. It shows a car with the words "RIDE SHARE" on its side. Inside the car, a person is driving. Outside the car, three other people are shown: one in the back seat, one standing behind the car, and one standing to the side. Above the car, there are three location pins, suggesting a route or destination.

超過分 89.023円は自己負担

## 県関係事業について

### 奨学金返還支援 上限125万円に増額

県内企業に就職した人の奨学金返還を支援する「徳島県奨学金返還支援制度」が拡充され、一定の条件を満たせば今年度から最大125万円の支援が受けられます。25、26年度に卒業する大学生らが対象の「全国枠」と26年度に大学に進学する県内高校生らが対象の「県内枠」があり、募集人数は300人程度です。

今後とも家庭の経済状況で将来をあきらめることのないよう支援のさらなる拡充に努めて参ります。

【お問い合わせ】

●徳島県子ども未来政策課 088-621-2787

### 神宮入江川 護岸工事や土砂撤去 渡内川 土砂撤去や樹木伐採

令和7年度の河川整備事業として、神宮入江川の下流で護岸工事と中流で土砂撤去を、渡内川では中流で土砂撤去や樹木伐採などをそれぞれ実施します。

具体的な箇所について、神宮入江川では下流(第十地区)において護岸整備に着手、中流(高畑地区)では約470㎡の土砂撤去を実施します。また、渡内川では中流(石井地区・農業試験場北側付近)で護岸の嵩上げを、中流(城ノ内地区)2箇所で約120㎡の土砂撤去や樹木伐採をそれぞれ実施します。

今後とも地域の皆様のご要望を踏まえながら、継続的な河川整備予算の確保に努めて参ります。

### 新生児検査 2疾患を追加 11病院で無料検査開始

新生児の先天性疾患を発症前に公費で調べる新生児マススクリーニング検査について、県は6月から新たに2疾患を検査対象に追加しました。出産が可能な県内11病院において無料で検査ができ、自己負担の軽減につながります。

今後とも、子ども支援政策のさらなる拡充にしっかり取り組んで参ります。

### 県道徳島鴨島線で約300m 舗装

令和7年度の道路整備事業として、県道徳島鴨島線で合計293mの舗装工事を実施します。具体的には、フジグランさん付近(高川原)で約110m、うどんふじいさん付近(高原)で約180mをそれぞれ舗装を実施します。

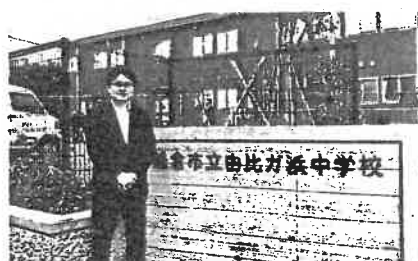
また、県道石井引田線ではベットの病院トミダさん付近(高川原)で約100mの舗装、旧県道徳島鴨島線では高原地区で約170mの舗装をそれぞれ実施します。

今後とも、地域の皆様のご要望を踏まえ、適切な道路の維持管理のため声をあげて参ります。

### 令和7年度公共事業予算(石井町関係)追加分

| 路線名   | 施工箇所 | 工種 | 追加額   | 今年度総額   |
|-------|------|----|-------|---------|
| 石井引田線 | 高川原  | 歩道 | 500万円 | 2,000万円 |

※6月議会補正予算可決分(箇所付けベース)



神奈川県鎌倉市に開校した不登校支援を行う「学びの多様な学校」を視察(2025.10.28)



四国大学で「政治学」の講義(2025.5.30)



観光振興議員連盟の副会長として総会で発言(2025.5.23)



山西くにお  
議会活動

#### ～所属する委員会など～

- 徳島県議会自由民主党 幹事長
- 政策条例検討会議 座長
- 議会運営委員会
- 会長幹事長会
- 文教厚生委員会
- まちづくり魅力向上委員会

#### ～所属する議員連盟～

- 防災対策議員連盟(会長)
- 観光振興議員連盟(副会長)
- 教育を考える議員連盟(幹事長)
- 医療・福祉関係議員連盟(幹事長)
- 治水・利水を考える議員連盟(幹事長)
- 過疎対策議員連盟(役員)
- スポーツ振興議員連盟
- 農業振興議員連盟

#### 連絡先

〒779-3233  
名西郡石井町石井72-5

TEL/FAX

**088-678-6808**

※留守番電話に通じるときは、メッセージを入れていただけると助かります。

kunio.yamanishi@gmail.com

郵便はがき

776-8790

料金受取人払郵便

鴨島郵便局  
承認

547

石井町石井字石井72-5

差出有効期間  
令和9年10月  
31日まで

(切手不要ですが、  
85円切手をはって  
いただけると嬉しい  
です。)

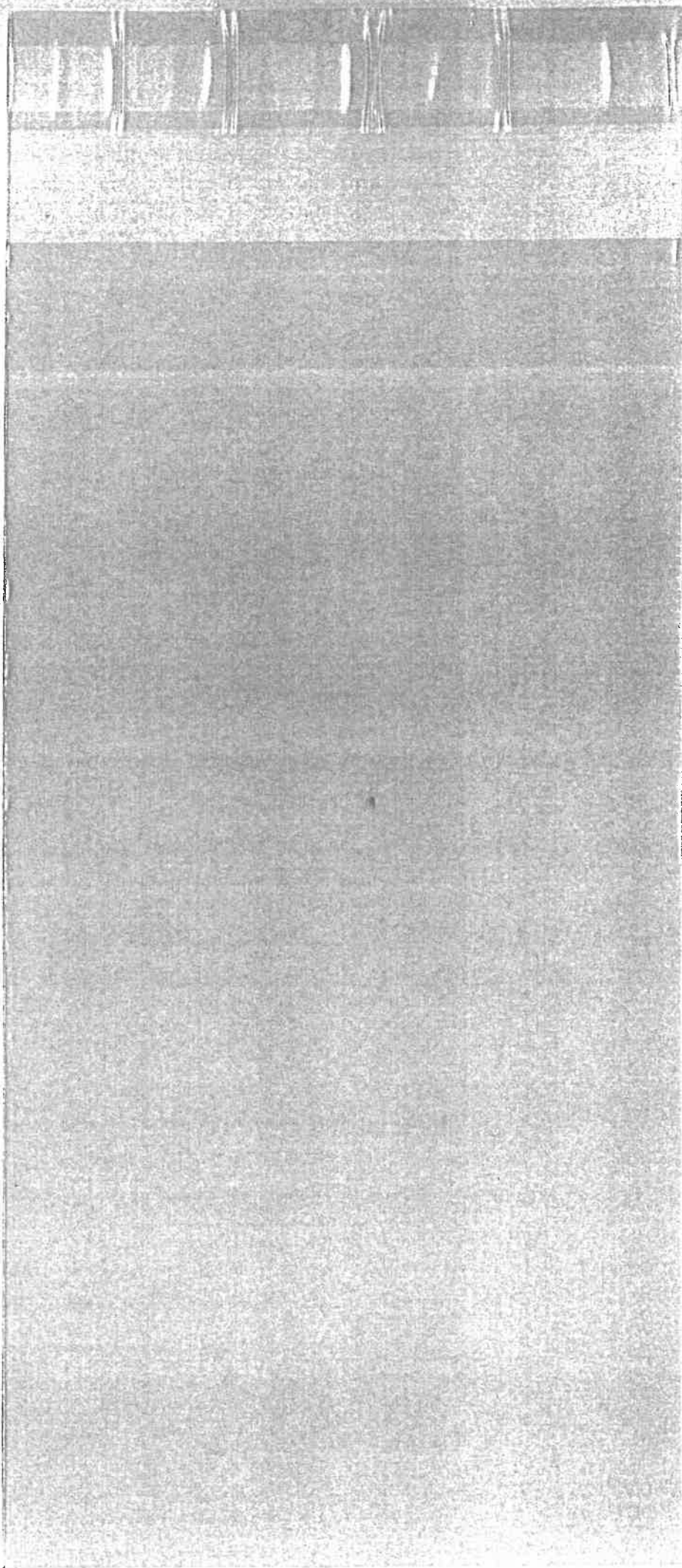
徳島県議会議員

山西くにお  
行



|         |   |
|---------|---|
| ふりがな    |   |
| お名前     |   |
| ご住所     | 〒 |
| 電話番号    |   |
| メールアドレス |   |

※ご意見をお寄せ下さいました皆様にお返事をさせていただいておりますが、  
匿名の方につきましてはお返事を致しかねますのでご了承ください。  
なお、場合によりホームページ等にて回答をさせていただくことが  
ございます。



料金後納  
郵便

タウンプラス

～ 議会だより(神山町版) 2025 秋号 ～

# 山西くにお

## 政策条例検討会議 座長に就任!!



いあいさつ

皆様方には日頃から大変お世話になっておりますこと、心より感謝申し上げます。  
この度、全会派の代表者で構成する政策条例検討会議の座長に就任いたしました。議員提案条例のとりまとめ役として円滑で丁寧な会議の運営に努めて参ります。  
さて、定期的に発行しております「議会だより」をお届けいたしました。どうぞご高覧いただき、返信ハガキにてご意見をお聞かせくだされば幸いです。  
今後ともご指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

徳島県議会議員 やま にし くに お 山西国朗

トピックス

## ～ 県政のポイント ～

### 1 下分・鍋岩地区 民地に待避所設置

このほど、下分・鍋岩地区の県道神山川島線において道路幅が狭く、車の対向が困難な一部の区間で民地を活用した臨時的な待避所を設置しました。同区間は焼山寺に近く、現時点でいまだ計画通りの道路拡幅が完了しておらず、危険箇所として指摘されてきました。

この度、地権者の皆様のご理解とご協力を得て、道路の拡幅が完了するまでの臨時的な措置として、車の待避所を設置することができました。

ただ、危険な状態が解消されたわけではなく、引き続き早期の道路拡幅が実現できるよう、予算確保に努めて参ります。

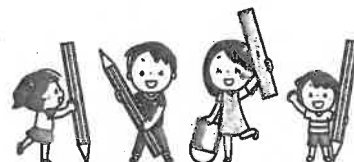
### 2 不登校支援の新たな学校 「学びの多様化学校」を 県立で開校

県教育委員会は令和9年度の開校を目指し、不登校の児童生徒を支援する専門的な学校「学びの多様化学校」を県立中学校として設置する方針を明らかにしました。学校は鳴門教育大学の敷地内に建設し、運営は長年にわたり不登校支援に取り組んできた同大と連携する方針です。あわせて、徳島駅周辺に不登校児童生徒向けの相談窓口や居場所の設置も検討しています。

近年、全国的に不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校支援に特化した専門的な学校を設置する意義

は大きく、山西が幹事長を務める徳島県議会教育を考える議員連盟でも以前から勉強会を重ねるなどし、県教育委員会の取り組みを後押ししてきました。

今後とも、子どもたちに多様な学びを提供できるよう、さらなる支援の充実にしっかり取り組んで参ります。



### 3 中央病院 「がん口コモ部門」を設置 最新の手術支援ロボット導入 公立病院で全国初

県は、がんやその治療にともない運動機能が低下する状態「がん口コモ」への対策として県立中央病院と徳島大学病院内のがん対策センターに「がん口コモ部門」を新設します。専門医の配置や相談体制の充実などを図るほか、県民向けの講演会や医療従事者向けの研修会を開き啓発にも取り組んでいく方針です。

また、がん手術などに使う最新の内視鏡手術支援ロボット「ダビンチ5」を中央病院に導入しました。公立病院に導入するのは全国で初めてです。手術の精度や安全性が高まるほか、患者さんの負担軽減も期待されています。

今後とも、県立病院の利便性やサービスの向上はもとより、より質の高い医療が提供できるよう積極的に取り組みを後押しして参ります。



令和7年9月議会  
文教厚生委員会

## ●教育委員会

### 不登校支援

#### 「学びの多様化学校」を開校 校舎建設に6億6,000万円

**山西** 子ども1人1人の状況に合わせた教育を提供し、学びの選択肢を増やすことができる大変意義深い取り組みだ。この度の受け入れ可能人数はどのように考えているのか。

**いじめ不登校対策課長** 学びの多様化学校は少人数による個別指導と考えており、他県の事例などから1学年20名程度とし、受け入れ可能人数は全校で60名程度と考えている。

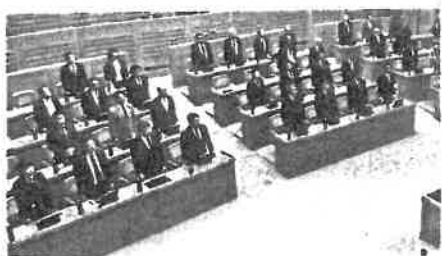
**山西** 鳴門教育大学敷地内に建設を予定している校舎の建設費用はどの程度を見込んでいるのか。

**いじめ不登校対策課長** 学びの多様化学校の特徴として、学校そのものに対する抵抗感のある子どもたちも多いことから「学校らしくない学校」をコンセプトにしており、ゆったりと落ち着いた環境づくりが求められている。生徒数から考慮すると、延床面積約1,000㎡程度の広さになる。建設費用は、工事費及び工事監理費を合わせて6億6,000万円程度を見込んでいる。

**解説** ※学びの多様化学校とは…不登校児童生徒の実情に配慮し、特色ある教科を新設したり、総授業時間数を減らすなど、個々の状況を踏まえた特別の教育課程を編成した学校のこと。県は鳴門教育大学内に同大と連携し、県立で設置する方針。

「学びの多様化学校」  
建設費6億6000万円  
県教育委員会は、2027年度の開設を目指している「学びの多様化学校」の建設費を約6億6000万円と見込んでおり、10月ごろを以て、県議会に諮問する。学びの多様化学校は、不登校の生徒に寄り添った学びや支援を提供するため、鳴門市の鳴門教育大学の敷地内に県立中学校として設置する。校舎は延べ千平方メートルの規模を想定。学校に抵抗感がある生徒に配慮し、個別学習スペースを設けるなど、落ち着いた学習環境を整備する。建設費用は施設費と土地代を算出した。建設場所は鳴門大が決定作業を進めており、10月ごろを以て決める。県の令和年度一般会計正予算案には、校舎設計費や広域給食費3460万円を計上している。

(2025.9.9 徳島新聞)



6月議会本会議の様子。山西は3列目左から3番目(2025.7.1)

## ●こども未来部

### 教員のわいせつ履歴 県内私立学校4法人 未調査が判明

**山西** 令和4年4月1日から教員の新規採用時に採用権者は文部科学省の「特定免許失効者管理システム」のデータベース(DB)で検索することが義務付けられている。県内の私立学校の活用状況はどのように把握しているのか。

**こども未来政策課長** 県内に12学校法人あり、高校4校、中学校2校、小学校2校、幼稚園11園を所管している。現在把握している限り、少なくとも4法人は未活用状態である。

**山西** 4法人とはどこの法人なのか。

**こども未来政策課長** 各学校法人とも事情が異なるため、現時点での公表は控える。

**山西** 活用しているかどうかは県民・保護者の皆様も知りたいだろうし知るべきだ。状況を見ながらでも公表すべきだ。なぜ未活用なのかも含めて聞き取り調査を行うなどしっかり検証する必要がある。

**こども未来政策課長** 今後、県が実施している各学校法人への監査において活用の徹底を図っていく。

**解説** ※特定免許失効者管理システム…過去に児童生徒への性暴力等を行なった者が再び教壇に立つことを防ぐために、教育委員会や学校法人が教員を採用する際、免許失効者の情報を検索するシステム。令和4年度から、採用する教員等をデータベース(DB)で検索、確認することが法律で義務付けられている。

県内の私立学校を運営する4学校法人が教員を採用する際、児童生徒へのわいせつ行為に関する処分歴を国のデータベース(DB)で確認していなかったことが分かった。20日開かれた県議会文教厚生委員会、山西副知事(県議会議長)は、4学校法人がしつこく「わいせつ行為に関する処分歴を調査しない」という理由を主張していた。県は調査を求め、山西副知事は「調査を求め、わいせつ行為に関する処分歴を調査しない」という理由を主張していた。

(2025.9.30 徳島新聞)

## ●病院局

### 中央病院でキャッシュレス決済 開始 周知を 駐車場の混雑解消も

**山西** キャッシュレス決済は患者さんの待ち時間を短縮することができる有効な手段だ。現時点での利用者はどのように推移しているのか。

**経営改革課長** 7月1日の利用開始から現時点までの利用状況は利用者数のべ1,009人となっている。

**山西** キャッシュレス決済システムの周知に一層取り組んでほしい。

**経営改革課長** 院内2階のフロアで専用ブースを設置し、12月まで登録手続きの支援を実施する。

**山西** 利便性向上に向け、一層取り組んでいただきたい。また、駐車場が時間帯によっては満車になり車が停めづらい、との声もある。さまざまな対策を講じていただきたい。



令和7年9月議会  
まちづくり・魅力向上対策委員会

## ●観光スポーツ文化部

### 万博で配布のクーポン 不正使用の実態 検証を

**山西** 大阪・関西万博で配布した徳島行きの高速バスやフェリーが片道500円で利用できるクーポンについて、一部がフリマサイトで転売された可能性がある。県としてどのように把握し、どのような対策を打ってきたのか。

**万博推進課長** キャンペーン開始時から譲渡・転売は禁止であることを配布の際に直接伝えてきた。フリマサイトはこまめに監視し、出品が確認された場合はサイト運営者および出品者に取り下げを求めてきた。

**山西** 紙のクーポンである以上、不正利用はある程度想定される。紙以外の方法も検討されたのか。

**万博推進課長** キャンペーン実施前にはデジタルクーポンも検討したが経費が高額になるため、できる限りの対策を講じた上で紙のクーポンにした。

**山西** できる限りの対策をとったとしても、個人間で売買されたり、ネットを介しない方法で売買されたり100%監視するのは困難だろう。つまり、県が今把握している以外に不正に使用された可能性はあるという認識でいいか。



神山町内 公共事業予算 7,750万円を追加

最大会派  
山西推進

# 総額11億3,000万円を確保!!

6月議会の補正予算で公共事業予算(追加分)が可決されました。神山町内での公共事業予算は、7,750万円追加され、個所付けベースで今年度総額11億3,000万円となりました。

道路整備予算では、神山町内の橋りょう修繕に1,300万円追加し、今年度の橋りょう修繕総額8,300万円、左右山谷の堰堤改修等に1,950万円追加し、今年度総額8,850万円をそれぞれ確保しました。森林整備では当初予算に入らなかった日浦の谷止工に3,200万円を確保したほか、奥屋敷、元山、松尾にそれぞれ追加予算を確保しました。なお、追加予算が確保できた個所は下記の通りです。

今後とも、各議会ごとの補正予算に注視し、神山町内の予算確保にしっかり取り組んで参ります。

## 道路整備予算(令和7年度追加分)

| 路線名     | 施工箇所  | 工種        | 追加額     | 今年度総額   |
|---------|-------|-----------|---------|---------|
| 石井神山線ほか | 阿野ほか  | 橋りょう修繕    | 1,300万円 | 8,300万円 |
| 左右山谷ほか  | 左右山ほか | 堰堤改修・調査設計 | 1,950万円 | 8,850万円 |

## 森林整備予算(令和7年度追加分)

| 施工箇所 | 工種  | 追加額     | 今年度総額   |
|------|-----|---------|---------|
| 日浦   | 谷止工 | 3,200万円 | 3,200万円 |
| 奥屋敷  | 谷止工 | 200万円   | 3,700万円 |
| 元山   | 山腹工 | 1,000万円 | 3,400万円 |
| 松尾   | 谷止工 | 100万円   | 3,700万円 |

## 県関係事業について

### 鬼籠野谷川 復旧工事に着手 神通谷川 20mの護岸工事が完了

令和7年度の河川整備事業として鬼籠野谷川の鬼籠野・坂瀬川箇所施工延長34mの災害復旧工事に着手しています。また、令和6年度から継続的に整備してきた神通谷川では、上分・中津箇所で約20mの護岸工事が完了しました。

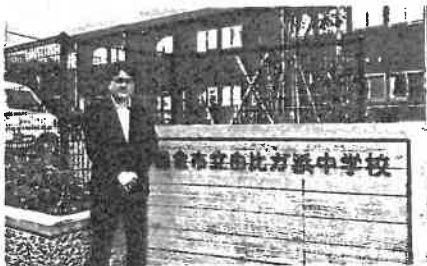
今後とも、河川整備の着実な進ちよくが図られるよう予算確保にしっかり取り組んで参ります。

### 神山町内12箇所で道路拡幅、 舗装、落石対策を実施

令和7年度の道路整備事業として神山町内12箇所で道路舗装や拡幅、落石対策などを実施します。

神山川島線(黒口)、鬼籠野国府線(一ノ坂)、石井神山線(長代、井ノ谷、阿野)、鴨島神山線(二ノ宮)で道路拡幅工事を、神山川島線(下分)および国道193号線(上分)で落石対策などにそれぞれ着手します。

今後とも、地域の皆様のご要望を踏まえ幹線道路の拡幅や維持管理のため声をあげて参ります。



神奈川県鎌倉市に開校した不登校支援を行う「学びの多様化学校」を視察(2025.10.28)



四国大学で「政治学」の講義(2025.5.30)



令和7年度 四国観光議員連盟総会・講演会  
観光振興議員連盟の副会長として総会で発言(2025.5.23)



山西くにお  
議会活動

#### ～所属する委員会など～

- 徳島県議会自由民主党 幹事長
- 政策条例検討会 座長
- 議会運営委員会
- 会長幹事会
- 文教厚生委員会
- まちづくり魅力向上委員会

#### ～所属する議員連盟～

- 防災対策議員連盟(会長)
- 観光振興議員連盟(副会長)
- 教育を考える議員連盟(幹事長)
- 医療・福祉関係議員連盟(幹事長)
- 治水・利水を考える議員連盟(幹事長)
- 過疎対策議員連盟(役員)
- スポーツ振興議員連盟
- 農業振興議員連盟

#### 連絡先

〒779-3233  
名西郡石井町石井字石井72-5

TEL/FAX

088-678-6808

※留守番電話に通じるときは、メッセージを入れていただくと助かります。

kunio.yamanishi@gmail.com

郵便はがき

776-8790

料金受取人払郵便

鴨島郵便局  
承認

547

差出有効期間  
令和9年10月  
31日まで

(切手不要ですが、  
85円切手をはって  
いただけると嬉しい  
です。)

石井町石井字石井72-5

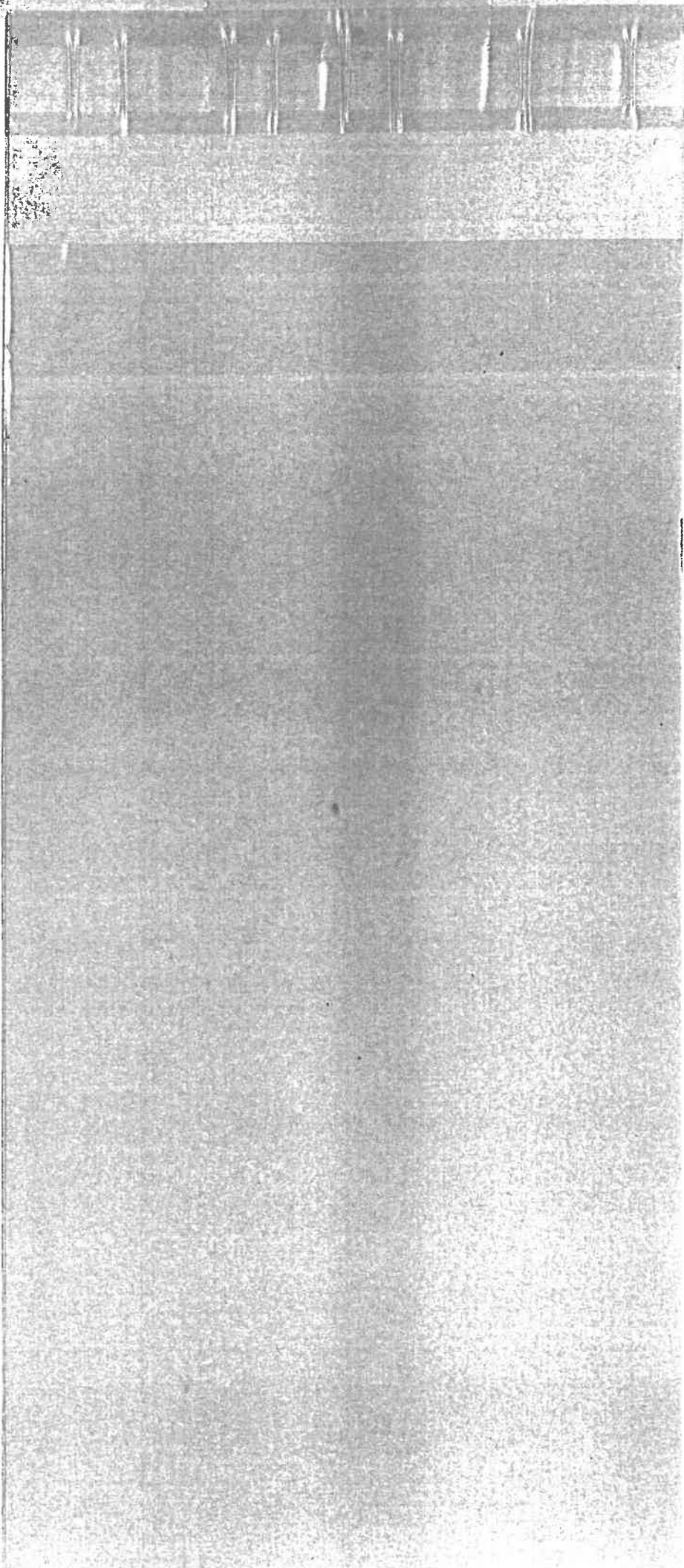
徳島県議会議員

山西くにお  
行



|         |   |
|---------|---|
| ふりがな    |   |
| お名前     |   |
| ご住所     | 〒 |
| 電話番号    |   |
| メールアドレス |   |

※ご意見をお寄せ下さいました皆様にお返事をさせていただいておりますが、  
匿名の方につきましてはお返事を致しかねますのでご了承ください。  
なお、場合によりホームページ等にて回答をさせていただくことが  
ございます。



## 活動報告書兼領収書等添付票

| 項目   | 広聴広報費 |
|------|-------|
| 整理番号 | 3     |

|                                                 |                                              |              |              |             |                   |               |                   |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------|--------------|-------------|-------------------|---------------|-------------------|
| ① 年月日                                           |                                              |              |              |             |                   |               |                   |
| ② 内容                                            | 令和7年11月発行の県政報告書に同封したハガキの返信代金                 |              |              |             |                   |               |                   |
|                                                 | ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること |              |              |             |                   |               |                   |
| ③ 政務活動以外の活動（総会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠 |                                              |              |              |             |                   |               |                   |
| ④ 経費                                            | 費目                                           | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>( / ) | 充当金額<br>(円) | 支払の内容             | 印刷<br>成果<br>物 | 発送<br>物<br>写<br>し |
|                                                 | 郵送費                                          | 222          | 10/10        | 222         | 返信ハガキ111円×2通=222円 |               |                   |
|                                                 |                                              |              |              |             |                   |               |                   |
|                                                 |                                              |              |              |             |                   |               |                   |
|                                                 |                                              |              |              |             |                   |               |                   |
|                                                 |                                              |              |              |             |                   |               |                   |
|                                                 |                                              |              |              |             |                   |               |                   |
|                                                 |                                              |              |              |             |                   |               |                   |
|                                                 | 合計                                           | 222          |              | 222         |                   |               |                   |

(注) 専ら茶費や後援金取扱ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）                                       | 会派使用欄                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている   |                                                                                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない                         |                                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない      |                                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている                     |                                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている    |                                                                                                  |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 按分率       |   |
| 政務活動費の支出額 | 円 |

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

## 次回口座振替のお知らせ

## (Information of Current Bill)

山西 国朗

様

日本郵便株式会社



登録番号: T1010001112577

【お問合せ先】

鴨島郵便局

電話: 0883-24-2250

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。料金後納のご利用額につき、2026年03月23日に、下記のとおり口座振替によりお引き落としさせていただきます。お手数ですが、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。なお、Webサイト上での請求書の提供をご希望の際はお問合せ先にお申し出ください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

|                          |  |                               |       |      |       |                     |         |             |         |
|--------------------------|--|-------------------------------|-------|------|-------|---------------------|---------|-------------|---------|
| ご請求番号 (Billing ID)       |  | 次回振替額 (税込) (Total Amount Due) |       | 金融機関 |       | 発行日 (Date of Issue) |         |             |         |
|                          |  | 222 円                         |       |      |       | 2026年 3月 6日         |         |             |         |
| ご請求の内訳 (Billing Details) |  | ご請求番号                         | 消費税率等 | (税込) | 消費税等  | 修正前期間計 (税込)         | 修正前消費税等 | 修正後期間計 (税込) | 修正後消費税等 |
| 2026/02/28締め利用額          |  |                               | 10%   | 222円 | (20円) |                     |         |             |         |

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWebでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2026年 4月 8日

お客さま氏名 (Customer)

山西 国朗

様

ご請求番号  
(Billing ID)ご請求の内訳  
(Billing Details) 2026/02/28締め利用額領収金額 (Amount Paid)  
(うち消費税相当額)222 円  
20 円

金融機関

右記、金額を 2026年 3月23日付けで

口座振替により領収致しました。

日本郵便株式会社



印紙税申告納  
付につき趣町  
税務署承認済

## 交付証(お客様用)

山西くにお様

(承認: 0547)

[収納金]  
受取人払  
第二種通常はがき  
0111 1通 ¥111

料金 ¥85  
手数料 ¥26  
料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2026年 2月 2日 12:57  
発行No. 260202L0561 端715710860  
連絡先: 鶴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

## 交付証(お客様用)

山西くにお様

(承認: 0547)

[収納金]  
受取人払  
第二種通常はがき  
0111 1通 ¥111

料金 ¥85  
手数料 ¥26  
料金等計 ¥111

合計 ¥111

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2026年 2月17日 14:43  
発行No. 260217L0563 端715710860  
連絡先: 鶴島郵便局  
TEL: 0570-943-934

取扱局 2001-620090

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

## 活動報告書兼領収書等添付票

| 項目   | 資料購入費 |
|------|-------|
| 整理番号 | 1     |

| 書籍名                             | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>( / ) | 充当金額<br>(円) | 備考 |
|---------------------------------|--------------|--------------|-------------|----|
| 徳島県学事関係職員録(R7) 2冊               | 5,000        | 10/10        | 5,000       |    |
| 地方議会人(令和7年4月～令和8年3月)            | 11,472       | 10/10        | 11,472      |    |
| 月刊「ガバナンス」2025年4月号～2026年3月号      | 14,256       | 10/10        | 14,256      |    |
| 関係人口 都市と地方を同時並行で生きる             | 2,750        | 10/10        | 1,100       |    |
| 現代日本の医療問題                       |              | 10/10        | 1,650       |    |
| ゆるい場をつくる人々：サードプレイスを生み出す17のストーリー | 2,640        | 10/10        | 2,640       |    |
| 人生100年時代の地方高齢者の住まい              | 6,270        | 10/10        | 1,650       |    |
| 誰も言わない日本の「実力」                   |              | 10/10        | 1,870       |    |
| 運動部活動から地域スポーツクラブ活動へ             |              | 10/10        | 2,750       |    |
| 髪ノラ                             | 2,400        | 10/10        | 1,600       |    |
| 叫ぶ芸術                            |              | 10/10        | 800         |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
|                                 |              |              |             |    |
| 合計                              | 44,788       |              | 44,788      |    |

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

| 議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)                                       | 会派使用欄                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である | 経理責任者審査                                                                               |
| <input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない書籍等(選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等)は含まれていない    |  |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 按分率       |   |
| 政務活動費の支出額 | 円 |

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

# 領 収 書

一金 5,000円也

内 訳

| 品 名            | 数 量 | 単価(税込) | 価格(税込) |
|----------------|-----|--------|--------|
| 徳島県学事関係職員録(R7) | 2   | 2,500円 | 5,000円 |
|                |     |        |        |

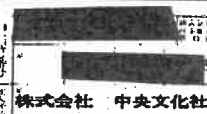
上記金額領収いたしました。

令和7年5月22日

山西 国朗 様

徳島市北田宮1丁目8番68号  
公益社団法人徳島県教育  
理事長 佐藤 利弘

## ご利用明細票

|                                                                                                                                 |         |                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| お取扱日                                                                                                                            | 店番      | 取扱番号                                                                  |
| 07-07-16                                                                                                                        | 62009   | A93190002                                                             |
| 取扱店                                                                                                                             | イシイ     |                                                                       |
| 払込口座                                                                                                                            |         |                                                                       |
| 払込金額                                                                                                                            | *11,472 | 料金 *0                                                                 |
| <br>株式会社 中央文化社<br>￥11,472<br>AB 216<br>山西 徳順 様 |         | 振替受付票<br>払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。<br>料金には、消費税等が含まれています。<br>(ゆうちょ銀行) |
| 入金額                                                                                                                             | *11,500 |                                                                       |
| おつり                                                                                                                             | *28     |                                                                       |
| ゆうちょデビット 新規ご入会 & ご利用で現金500円プレゼント!                                                                                               |         |                                                                       |

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

請求書

登録番号: T1010001100425

東京都江東区新木場1丁目18番11号

山西 国朗

様 令和 7 年 4 月 1 日

株式会社ぎょうせい  
代表取締役 西本 功  
社長

下記のとおりご請求いたします。  
(0450-0085795)

令和7年4月～令和8年3月分

ご請求額 ¥14,256.-  
内消費税10% ¥1,296.-

お得意様No.  
(請求No.) ( )

お支払は 令和 7 年 4 月 30 日までにお願います。

| 品名                             | 追録号数 | 数量 | 単価     | 金額     | 備考 |
|--------------------------------|------|----|--------|--------|----|
| 月刊「ガバナンス」<br>2025年4月号～2026年3月号 |      | 1  | 14,256 | 14,256 |    |
|                                |      |    |        |        |    |
|                                |      |    |        |        |    |
|                                |      |    |        |        |    |
|                                |      |    |        |        |    |
|                                |      |    |        |        |    |
|                                |      |    |        |        |    |
|                                |      |    |        |        |    |
|                                |      |    |        |        |    |

(振込先)

B

ZU

01250024401

( 15)

(要打電項目) 504052558 ヤマニシ クニオ

振込金受領証

(金融機関・コンビニエンスストア等)

払込人氏名

山西 国朗

様

お問い合わせ先

金額

14,256

内消費税額

1,296

受取人

株式会社ぎょうせい

振込先

受領印

収入印紙貼付欄

(C.V.S.等収納用)

25.4.09

452067

(お客様控)

戸口係人

都庁と地方と同時  
並行で進め

1000 + 税

〇現代日本の

医療問題

1500 + 税

領 収 証

ヤマニシ

様

¥2,750-

(内 消費税  
(10%対象¥2,750 消費税¥250)  
但し ☒ 書籍代として  
☐

現金

¥2,750

0630号  
2025年05月09日  
— 内 訳 —

上記金額正に領収致しました  
株式会社紀伊國屋書店 徳島店 登録番号 T4011101005131  
TEL 088-602-1611 担当者 0055-0014-#7108

W3.1 堀江 さん

人

2640円

領 収 証

ヤマニシ

様

¥2,640-

(内 消費税  
(10%対象¥2,640 消費税¥240)  
但し ☒ 書籍代として  
☐

¥240)

現金

¥2,640

0674号

2025年06月06日

内 訳

上記金額正に領収致しました  
株式会社紀伊國屋書店 徳島店 登録番号 T4011101005131  
TEL 089-602-1611 担当者 0055-0014-#1432

**セブン-イレブン**  
徳島沖浜東店  
徳島県徳島市沖浜東2丁目3番地

電話：088-652-3221 レジ#2

2025年04月10日(木) 14:02 責012

インターネットショッピング払込領収書

お客様控

山西国朗

様

¥6,270-

払込先名 amazon (収納代行ウェ  
ルネット)

お客様用連絡先  
www.amazon.co.jp/contact-us

払込票番号

7261-55566-2553

2025年04月10日

ストアスタンプ

25.1.10

- 商品・サービス等の提供方法  
は払込先より案内されておしま  
す。(この領収書が必要になる  
場合もあります。)
- 注文内容についてのお問合せや  
変更・取消・返品・返金等は、  
上記、お客様用連絡先にお問合せ  
下さい。
- 本票を保管頂く場合は、印刷面  
を内側に折り、保管をお願い致  
します。

※インボイスの発行はお客様から  
サービス事業者にお問合せ下さい。

領 収 証

山西国朗 様

No. \_\_\_\_\_

★ 72400 -

但 本代 (税別 71600 町小芸術 7800)

R 7 年 8 月 4 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 ( % )

収 入  
印 紙

コクヨ クケ-1097

徳島県女性協議会  
会長 伊内 奈津子



## 活動報告書兼領収書等添付票

| 項目   | 資料購入費 |
|------|-------|
| 整理番号 | 2     |

| 書籍名                                  | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>( / ) | 充当金額<br>(円) | 備考 |
|--------------------------------------|--------------|--------------|-------------|----|
| まちがいだらけの少子化対策:激減する婚姻数になぜ向き合<br>わないのか | 2,200        | 10/10        | 2,200       |    |
| 人口半減ショック 地域の新戦略 賢く縮み乗り越える            | 3,630        | 10/10        | 3,630       |    |
| 役所のしくみ                               | 4,279        | 10/10        | 990         |    |
| 人口減少時代の再開発―「沈み街」と「浮かぶ街」              |              | 10/10        | 1,023       |    |
| インフラ崩壊 老朽化する日本を救う「省インフラ」             |              | 10/10        | 1,210       |    |
| 関係人口の時代―「観光以上、定住未満」で地域とつながる          |              | 10/10        | 1,056       |    |
| 月刊・教職研修 (2025年10月号～2026年9月号)         | 13,600       | 10/10        | 13,600      |    |
| 徹底予測! 次期学習指導要領はこう変わる。                | 4,300        | 10/10        | 2,200       |    |
| マップ&シートで速攻理解! 最新の教育改革2025-2026       |              | 10/10        | 2,100       |    |
| しんぶん赤旗日曜版 (2025年1月～2025年12月)         | 11,880       | 10/10        | 11,880      |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
|                                      |              |              |             |    |
| 合計                                   | 39,889       |              | 39,889      |    |

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

|                                                                              |                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)                                         | 会派使用欄                                                                                 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である | 経理責任者審査                                                                               |
| <input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない    |  |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 按分率       |   |
| 政務活動費の支出額 | 円 |

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

おかげさまで  
少子化対策  
矢野馨南子  
2200円

0756号  
2025年08月01日  
内訳

領収証

ヤマニシ

様

¥2,200-

現金

現金

(内消費税  
¥100対象¥2,200 消費税¥200)  
但し、消費税として  
□

上記金額正に領収いたしました  
株式会社紀伊國屋書店 徳島店  
TEL 088-602-1611 担当 登録番号 T4011101005131  
0055-0014-40527

# 領収証

ヤマニシ

様

¥3,630-  
¥330)

(内消費税  
(10%対象¥3,630 消費税¥330)  
但し、VISA代として  
□

上記金額正に領収しました  
株式会社紀伊國屋書店 徳島店 担当者  
TEL 088-602-1511 登録番号 T401110105131  
0055-0012-89891

0601号  
2025年09月27日  
—内訳—

現金

¥3,630

人口半減シツ  
地域の新道場  
263007

領 収 証

ヤマニシ

様

¥4,279-  
¥389)

(内 消費税  
(10%¥427.9 消費税¥389)  
但し 消費税として  
□

上記金額正に領収しました  
株式会社紀伊國屋書店 徳島店  
TEL 089-602-1611

登録番号 14011101005131  
055-0013-43000

1654号  
2025年12月12日  
— 内 訳 —

現金

¥4,279

○役所のしこみ  
21年国庫市 990円

○人口減少時代の  
再開発  
NHK取材班  
1023円

○インテリ崩壊  
花村化育3日本を比較  
「省人1万」  
1210円 根元祐二

○関係人口の時代  
田中輝美  
1056円

振込受領書  
(コンビニエンスストア等支払用)

|                                   |
|-----------------------------------|
| 振込人氏名<br>山西 国朗<br>様               |
| 読者コード<br>[REDACTED]               |
| お支払金額<br>13,600 円<br>内消費税 1,236 円 |
| 受取人<br>株式会社<br>教育開発研究所            |
| 受領印<br>収入印紙<br>25,900 円<br>452857 |

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出し下さい。

(お客様控)

振込受領書  
(コンビニエンスストア等支払用)

振込人氏名  
山西 国朗  
様

読者コード  
[REDACTED]

お支払金額  
4,300 円  
内消費税 391 円

受取人  
株式会社  
教育開発研究所

受領印  
入印紙  
251219  
52067

(お客様控)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。

779-3233  
徳島県名西郡石井町石井 石井72-5  
山西 国朗 様

山西 国朗 様

発行日: 2025年10月21日

領 収 書

下記の金額を確かにいただきました

(取扱先)  
779-3121  
徳島市国府町和田字居内144 「赤旗」徳島出張所  
TEL 088-642-9901

領収総額 11,880 円

8%対象 11,880円(税込) 消費税 880 円  
10%対象 0円(税込) 消費税 0 円  
日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

(明細)

| 品名        | 年月       | 数量 | 単価(税込) | 金額(税込) | 税率 | 備考 |
|-----------|----------|----|--------|--------|----|----|
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年 1月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年 2月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年 3月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年 4月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年 5月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年 6月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年 7月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年 8月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年 9月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年10月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年11月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
| しんぶん赤旗日曜版 | 2025年12月 | 1  | 990    | 990    | 8% |    |
|           |          |    | 計      | 11,880 |    |    |

お振込先

## 活動報告書兼領収書等添付票

| 項目   | 資料購入費 |
|------|-------|
| 整理番号 | 3     |

| 書籍名                                                                            | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>( / ) | 充当金額<br>(円) | 備考 |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|-------------|----|
| 徳島新聞朝刊電子版併読 (令和7年4月～令和8年3月分)<br>朝日新聞 (令和7年4月～令和8年3月分)<br>毎日新聞 (令和7年4月～令和8年3月分) | 150,600      | 1/4          | 37,650      | /  |
| 読売新聞 (令和7年4月～令和8年3月分)                                                          | 45,600       | 1/4          | 11,400      | /  |
| 公明新聞 (令和7年4月～令和8年3月分)                                                          | 27,240       | 10/10        | 27,240      |    |
| 令和の米騒動 食糧敗戦はなぜ起きたのか?                                                           | 8,855        | 10/10        | 990         |    |
| なぜ「地方女子」は呪縛になるのか                                                               |              | 10/10        | 1,045       |    |
| 単身リスク「100年人生」をどう生きるか                                                           |              | 10/10        | 990         |    |
| 民主主義の死角                                                                        |              | 10/10        | 1,100       |    |
| 学校はここまで変えられる!                                                                  |              | 10/10        | 1,980       |    |
| 令和米騒動 日本農政失敗の本質                                                                |              | 10/10        | 2,750       |    |
| 教養としての社会保障                                                                     | 4,400        | 10/10        | 1,760       |    |
| 現場から社会を動かす政策入門                                                                 |              | 10/10        | 2,640       |    |
| 2030-2040医療の真実                                                                 | 3,113        | 10/10        | 1,155       |    |
| 地域戦略の考え方                                                                       |              | 10/10        | 990         |    |
| 貧困とは何か 「健康で文化的な最低限度の生活」という課題                                                   |              | 10/10        | 968         |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
|                                                                                |              |              |             |    |
| 合計                                                                             | 239,808      |              | 92,658      | /  |

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

|                                                                              |  |                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)                                         |  | 会派使用欄                                                                                            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である |  | 経理責任者審査<br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない    |  |                                                                                                  |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |           |
|-----------|-----------|
| 按分率       | 1/4、10/10 |
| 政務活動費の支出額 | 92,658 円  |

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

山西国朗 様

No. \_\_\_\_\_

金額

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 1 | 5 | 0 | 6 | 0 | 0 | - |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

内 訳

**現金**

## 小切手

## 手形

消費稅額(8%) 10.656

|            |     |
|------------|-----|
| 消費稅額等(10%) | 600 |
|------------|-----|

2025年4月～2026年3月分  
但 紙新聞3版併読・草月日・毎日新聞1面  
(税込価格)  
2026年 3月 3日 上記正に領収いたしました

徳島県名西郡石井町石井字城ノ内141-1

有限会社 力サイ

代表取締役 笠井翔平

登録番号:T2-4800-0200-5

コクヨ ウケ-390



領 取 証

山西国朗

様

No.

7 45,600-

但 R7 4月1日 ~ R8 3月31日 読売新聞代金

登録番号: T5810448443515

8年 3月31日 上記正に領収いたしました 登録番号

|    |    |          |
|----|----|----------|
| 内訳 | 税率 | 金額(税抜税込) |
|    | %  | 消費税額等    |
|    | 税率 | 金額(税抜税込) |
|    | %  | 消費税額等    |

収 入  
印 紙

コグミ カケ 1087

〒779-3233 名西郡石井町石井字石井437

読売センター 徳島西

片 岡 富 男

TEL(088)678-2775 FAX678-2771

領 収 証

山西国朗

様

No. \_\_\_\_\_

★

¥ 27,240

但 公明新聞 2025年4月 ~ 2026年3月分 2270円 × 12月分 = 27,240円

2026年3月31日、上記正に 登録番号 3239 徳島県名西郡石井町石井字石井189-25

内訳

|    |             |
|----|-------------|
| 税率 | 金額(税抜・税込)   |
| 8% | 消費税額等 2,016 |
| 税率 | 金額(税抜・税込)   |
| %  | 消費税額等       |

聖教新聞山田販売店

TEL (088) 674-2115

FAX (088) 674-2116

登録番号 T1810584146377

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

令和の米騒動

食糧増産はなぜ遅かったか？

900+税

なぜ「地方分権」は口先だけで

1-230円

1045円

単身1人1000円生活コスト

900円+税

民主主義の死因

1100円

学校で「まて」をやる！

1800+税

令和米騒動

日本農政大敗の本質

2500+税

## 領収証

ヤマニシ

様

¥8,855-

現金

¥8,855

(内消費税  
(10%対象¥8,855 消費税¥885)  
但し ☒ 書換代として  
☐

上記金額正に領収致しました  
株式会社紀伊國屋書店 徳島店  
TEL 088-602-1611

登録番号 T4011101005131  
0055-0012-77076

0775号  
2026年01月23日  
— 内訳 —

。敬養といたの社会保障

1600 + 税

。現場より社会を動かす

政策入門

2400 + 税

領 収 証

ヤマニシ

様

¥4,400-

(内 消費税 ¥400)

(10%対象¥4,400 消費税¥400)

但し ☒ 書籍代として

☐

上記金額正に領収致しました  
株式会社紀伊國屋書店 徳島店 登録番号 T4011101005131  
TEL 088-602-1611 0055-0013-79111

1842号  
2026年02月13日  
— 内 訳 —

現金

¥4,400

- ・ 2030- 2040年  
医療の真実  
1,050 + 税
- ・ 地域戦略の考え方  
900 + 税
- ・ 貧困とは何か  
「健康・文化的な最低限度の生活」という課題  
880 + 税

# 領 収 証

ヤマニシ 様

¥3,113-

(内 消費税  
(10%対象¥3,113 消費税¥283)  
但し ☒ 寄附代として  
☐

上記金額正に領収致しました  
株式会社紀伊國屋書店 徳島店  
TEL 089-602-1611

登録番号 T4011101005131  
0055-0013-#9641

1970号  
2026年03月27日  
— 内 訳 —

現金

¥3,113

## 活動報告書兼領収書等添付票

| 項目   | 事務費 |
|------|-----|
| 整理番号 | 1   |

| ①   | 商品名・数量・<br>単価・発送内容<br><br>※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること<br><br>※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること | プリンター 14,850円<br>プリンターインク 8,461円<br>FAXトナー 1,398円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|--------------|-------------|-------|-----------|-----|--------|-----|-------|-----------------------------|--|-----|-------|-----|-----|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|--------|--|-------|--|--|
|     | ② 経費                                                                                                      | <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th><th>領収書金額<br/>(円)</th><th>按分率<br/>( / )</th><th>充当金額<br/>(円)</th><th>支払の内容</th><th>発送物<br/>写し</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務費</td><td>23,311</td><td>1/4</td><td>5,827</td><td>プリンター 14,850円<br/>インク 8,461円</td><td></td></tr> <tr> <td>事務費</td><td>1,398</td><td>1/4</td><td>349</td><td>FAXトナー 699円×2本</td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>24,709</td><td></td><td>6,176</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> | 費目          | 領収書金額<br>(円)                | 按分率<br>( / ) | 充当金額<br>(円) | 支払の内容 | 発送物<br>写し | 事務費 | 23,311 | 1/4 | 5,827 | プリンター 14,850円<br>インク 8,461円 |  | 事務費 | 1,398 | 1/4 | 349 | FAXトナー 699円×2本 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 合計 | 24,709 |  | 6,176 |  |  |
| 費目  | 領収書金額<br>(円)                                                                                              | 按分率<br>( / )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 充当金額<br>(円) | 支払の内容                       | 発送物<br>写し    |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
| 事務費 | 23,311                                                                                                    | 1/4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 5,827       | プリンター 14,850円<br>インク 8,461円 |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
| 事務費 | 1,398                                                                                                     | 1/4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 349         | FAXトナー 699円×2本              |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
|     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |
| 合計  | 24,709                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 6,176       |                             |              |             |       |           |     |        |     |       |                             |  |     |       |     |     |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |    |        |  |       |  |  |

(注) 備品（取得価格10万円以上のもの。但しパソコンは除く）については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。  
 どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員任期で按分した分のみを充当する。（充当の計算はガイドラインP25を参照）  
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

|                                                                            |                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）                                       | 会派使用欄                                                                                                |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br><br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている   |                                                                                                      |
| <input type="checkbox"/> 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である             |                                                                                                      |
| <input type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている    |                                                                                                      |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |         |
|-----------|---------|
| 按分率       | 1/4     |
| 政務活動費の支出額 | 6,176 円 |

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

発行日:2025年12月27日

領収書

管理No. 0464-415-0006016  
伝票No. 0464-415-159718

¥23,311 (内消費税 ¥2,119)

但し 10%対象 代として。

上記の金額正に領収いたしました。

支払内訳  
現金 ¥23,311  
10%対象 ¥23,311(内消費税 ¥2,119)

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町1-1  
登録番号:120/0001086729

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納  
付につき高崎  
税務署承認済

B0464415159718B

4792494016 TS5530 SSS  
771774111 1:持帰 外10 ¥13,500  
9310306017 BC395XL SSS  
キャノン 1:持帰 外10 10  
¥3,546  
6937793015 BC386XL 386  
キャノン 1:持帰 外10 10  
¥4,146  
小計 ¥21,192  
+消費税 ¥23,311  
税引 0P  
合計 ¥23,311  
(内消費税 ¥2,119)  
10%対象 ¥23,311  
(内消費税 ¥2,119)

領収証

ヤマダ

¥1,398

10%対象額  
(内)消費税 ¥127

お買上日: 2025年01月07日(火)  
作成場所

ダイレックス株式会社

上記正に領収致しました。

本社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

お買上店舗 ダイレックス中島田店

登録番号: TG-3000-0100-4245 TEL. 088-602-7713

担当者: 7282-22-8351-77533800 (01)  
(この領収証は、感熱紙を使用しております。保管には十分注意してください。)

ダイレックス中島田店  
登録番号: TG-3000-0100-4245  
TEL. 088-602-7713

担当: が承りました。  
2025年 01月 07日 (水) 13:55TM  
シートNo: 7282-22-8351-77533800

パナ FAXロール190  
0699×2品 ¥1,398

税込小計 2品 ¥1,398  
合計 ¥1,398  
内消費税 ¥127  
(10%対象 ¥1,398 税 ¥127)  
お預り ¥1,400  
お釣り ¥2  
ポイント対象額 ¥1,272  
今回発生ポイント 0P  
今回発生ポイント内訳  
単品ポイント合計 0P  
全品ポイント合計 0P  
(計算対象額 ¥1,272)

## 活動報告書兼領収書等添付票

| 項目   | 事務費 |
|------|-----|
| 整理番号 | 2   |

①

商品名・数量・  
単価・発送内容

※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること

※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること

事務所電話代 令和7年4月分 8,187円 (テレビ関連利用料1,243円含む)

事務所電話代 令和7年5月分 8,292円 (テレビ関連利用料1,243円含む)

事務所電話代 令和7年6月分 8,328円 (テレビ関連利用料1,243円含む)

事務所電話代 令和7年7月分 8,257円 (テレビ関連利用料1,243円含む)

事務所電話代 令和7年8月分 8,452円 (テレビ関連利用料1,243円含む)

事務所電話代 令和7年9月分 8,258円 (テレビ関連利用料1,243円含む)

事務所電話代 令和7年10月分 8,364円 (テレビ関連利用料1,243円含む)

事務所電話代 令和7年11月分 8,558円 (テレビ関連利用料1,243円含む)

事務所電話代 令和7年12月分 8,522円 (テレビ関連利用料1,243円含む)

事務所電話代 令和8年1月分 8,441円 (テレビ関連利用料1,408円含む)

事務所電話代 令和8年2月分 8,616円 (テレビ関連利用料1,408円含む)

事務所電話代 令和8年3月分 8,369円 (テレビ関連利用料1,408円含む)

※事務所回線を自宅兼用としているため、領収書金額からテレビ関連利用料を除外し、1/4で按分した金額を充当する。

②

経費

| 費目  | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>( / ) | 充当金額<br>(円) | 支払の内容      | 発送物<br>写し |
|-----|--------------|--------------|-------------|------------|-----------|
| 通信費 | 8,187        |              | 1,736       | 事務所電話代4月分  |           |
| 通信費 | 8,292        |              | 1,762       | 事務所電話代5月分  |           |
| 通信費 | 8,328        |              | 1,771       | 事務所電話代6月分  |           |
| 通信費 | 8,257        |              | 1,753       | 事務所電話代7月分  |           |
| 通信費 | 8,452        |              | 1,802       | 事務所電話代8月分  |           |
| 通信費 | 8,258        |              | 1,753       | 事務所電話代9月分  |           |
| 通信費 | 8,364        |              | 1,780       | 事務所電話代10月分 |           |
| 通信費 | 8,558        |              | 1,828       | 事務所電話代11月分 |           |
| 通信費 | 8,522        |              | 1,819       | 事務所電話代12月分 |           |
| 通信費 | 8,441        |              | 1,758       | 事務所電話代1月分  |           |
| 通信費 | 8,616        |              | 1,802       | 事務所電話代2月分  |           |
| 通信費 | 8,369        |              | 1,740       | 事務所電話代3月分  |           |
| 合計  | 100,644      |              | 21,304      |            |           |

(注) 備品(取得価格10万円以上のもの。但しパソコンは除く)については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。  
どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員残任期で按分した分のみを充当する。(充当の計算はガイドラインP25を参照)  
(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

| 議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)                                      | 会派使用欄                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br><br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている   |                                                                                                      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である  |                                                                                                      |
| <input type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている    |                                                                                                      |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 按分率       |   |
| 政務活動費の支出額 | 円 |

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |          |
|-----------|----------|
| 政務活動費の支出額 | 21,304 円 |
|-----------|----------|

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2025年 4月ご請求分  
金額(円)  
¥8,187-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
35375  
25.5.02  
富田橋一丁目  
ファミリーマート

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2025年 5月ご請求分  
金額(円)  
¥8,292-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
検収③  
25.5.13

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2025年 6月ご請求分  
金額(円)  
¥8,328-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
38689  
25.6.21  
鶴島市昭和町5丁目  
ファミリーマート

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2025年 7月ご請求分  
金額(円)  
¥8,257-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
25.7.28  
鶴島市昭和町5丁目  
ファミリーマート

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2025年 8月ご請求分  
金額(円)  
¥8,452-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
35617  
25.8.25  
鶴島市昭和町5丁目  
ファミリーマート

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2025年 9月ご請求分  
金額(円)  
¥8,258-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
25.9.24  
鶴島市昭和町5丁目  
ファミリーマート

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2025年 10月ご請求分  
金額(円)  
¥8,364-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
26.1.01

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2025年 11月ご請求分  
金額(円)  
¥8,558-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
25.11.25

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2025年 12月ご請求分  
金額(円)  
¥8,522-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
1.10  
鶴島市昭和町5丁目  
ファミリーマート

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2026年 1月ご請求分  
金額(円)  
¥8,441-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
26.1.24  
鶴島市昭和町5丁目  
ファミリーマート

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2026年 2月ご請求分

金額(円)  
¥8,616-

受取人  
NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
26.2.25  
西 山 城 島  
ファミリーマート

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
山西 国朗 様

お客様番号

2026年 3月ご請求分

金額(円)  
¥8,369-

受取人  
NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
26.3.27

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

## 活動報告書兼領収書等添付票

| 項目   | 事務費 |
|------|-----|
| 整理番号 | 3   |

|      |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |              |             |           |               |
|------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|-------------|-----------|---------------|
| ①    | 商品名・数量・<br>単価・発送内容 | <p>※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること</p> <p>※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること</p> <p>※領収書金額から電子決済利用料を除外し、1/4で按分した金額を充当する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |              |              |             |           |               |
|      |                    | <p>携帯電話代3月 7,502円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代4月 7,504円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代5月 7,372円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代6月 7,484円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代7月 9,149円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代8月 9,260円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代9月 9,299円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代10月 9,313円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代11月 9,600円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代12月 9,398円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代1月 9,510円 (電子決済利用料699円含む)<br/>         携帯電話代2月 9,222円 (電子決済利用料699円含む)</p> |              |              |             |           |               |
| ② 経費 |                    | 費目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>( / ) | 充当金額<br>(円) | 支払の内容     | 発送<br>物写<br>し |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 7,502        |              | 1,723       | 携帯電話代3月分  |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 7,504        |              | 1,701       | 携帯電話代4月分  |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 7,372        |              | 1,668       | 携帯電話代5月分  |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 7,484        |              | 1,696       | 携帯電話代6月分  |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 9,149        |              | 2,112       | 携帯電話代7月分  |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 9,260        |              | 2,140       | 携帯電話代8月分  |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 9,299        |              | 2,150       | 携帯電話代9月分  |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 9,313        |              | 2,153       | 携帯電話代10月分 |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 9,600        |              | 2,225       | 携帯電話代11月分 |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 9,398        |              | 2,174       | 携帯電話代12月分 |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 9,510        |              | 2,202       | 携帯電話代1月分  |               |
|      |                    | 通信費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 9,222        |              | 2,130       | 携帯電話代2月分  |               |
|      |                    | 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 104,613      |              | 24,074      |           |               |

(注) 備品(取得価格10万円以上のもの。但しパソコンは除く)については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。  
 どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員就任期で按分した分のみを充当する。(充当の計算はガイドラインP25を参照)  
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

| 議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)                                      | 会派使用欄                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている   |                                                                                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である  |                                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写し提出されている     |                                                                                                  |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 按分率       |   |
| 政務活動費の支出額 | 円 |

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |          |
|-----------|----------|
| 政務活動費の支出額 | 24,074 円 |
|-----------|----------|

発行年月日 2026年 4月 6日

山西 国朗 様

支払証明書

| ご請求月              | ご請求<br>コード | お支払額 (円) | うち消費税等 (円) | 収納年月日 | 備考         | 請求先ご名称 |
|-------------------|------------|----------|------------|-------|------------|--------|
| 2025年 4月          | 0427676698 | 7,502    | 626        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2025年 5月          | 0427676698 | 7,504    | 618        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2025年 6月          | 0427676698 | 7,372    | 606        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2025年 7月          | 0427676698 | 7,484    | 616        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2025年 8月          | 0427676698 | 9,149    | 768        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2025年 9月          | 0427676698 | 9,260    | 778        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2025年10月          | 0427676698 | 9,299    | 781        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2025年11月          | 0427676698 | 9,313    | 783        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2025年12月          | 0427676698 | 9,600    | 809        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2026年 1月          | 0427676698 | 9,398    | 790        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2026年 2月          | 0427676698 | 9,510    | 801        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 2026年 3月          | 0427676698 | 9,222    | 774        | ***** | クレジット会社決済分 | 山西 国朗  |
| 合計 (クレジット会社決済分除く) |            |          | 0          | 0     |            |        |
| 合計 (クレジット会社決済分)   |            |          | 104,613    | 8,750 |            |        |

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客さまは、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

※翌月合算請求（請求見送り）に該当するご請求月は、「うち消費税等」を非表示としております。

ご請求額に応じた消費税額につきましては、請求書にてご確認ください。

## ご利用明細書

(1 / 1) 枚

| ご利用者         | ご利用日       | ご利用店名             | ご利用金額(円) | 摘要   |      |       |
|--------------|------------|-------------------|----------|------|------|-------|
|              |            | 海外ご利用店名／海外都市名     |          | 現地通貨 | 通貨名称 | 換算レート |
|              |            | *** 通常払いご利用明細 *** |          |      |      |       |
|              |            |                   |          |      |      |       |
| 本人<br>(1013) | 2025/04/11 | au電話利用料           | 7,502    | 03月分 |      |       |
|              |            | *** 通常払いご利用合計 *** | 53,072   | ***  |      |       |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

## ご利用明細書

( 1 / 1 ) 枚

| ご利用者         | ご利用日       | ご利用店名             | ご利用金額(円) | 摘要   |      |       |
|--------------|------------|-------------------|----------|------|------|-------|
|              |            | 海外ご利用店名／海外都市名     |          | 現地通貨 | 通貨名称 | 換算レート |
|              |            | *** 通常払いご利用明細 *** |          |      |      |       |
|              |            |                   |          |      |      |       |
| 本人<br>(1013) | 2025/05/11 | a u 電話利用料         | 7,504    | 04月分 |      |       |
|              |            | *** 通常払いご利用合計     | 13,394   | ***  |      |       |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

| ご利用明細書       |            | ( 1 / 1 ) 枚       |          |      |      |       |
|--------------|------------|-------------------|----------|------|------|-------|
| ご利用者         | ご利用日       | ご利用店名             | ご利用金額(円) | 摘要   |      |       |
|              |            | 海外ご利用店名／海外都市名     |          | 現地通貨 | 通貨名称 | 換算レート |
|              |            | *** 通常払いご利用明細 *** |          |      |      |       |
|              |            |                   |          |      |      |       |
| 本人<br>(1013) | 2025/06/11 | a u 電話利用料         | 7,372    | 0    | 5月分  |       |
|              |            | *** 通常払いご利用合計     | 10,237   | ***  |      |       |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

( 1 / 1 ) 枚

| ご利用者               | ご利用日       | ご利用店名         |           | ご利用金額(円) | 摘要   |      |       |
|--------------------|------------|---------------|-----------|----------|------|------|-------|
|                    |            | 海外ご利用店名／海外都市名 |           |          | 現地通貨 | 通貨名称 | 換算レート |
|                    |            | ***           | 通常払いご利用明細 | ***      |      |      |       |
| [Redacted Section] |            |               |           |          |      |      |       |
| 本人<br>(1013)       | 2025/07/11 | au            | 電話利用料     | 7,484    | 06月分 |      |       |
|                    |            | ***           | 通常払いご利用合計 | 12,549   | ***  |      |       |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

## ご利用明細書

(1/1) 枚

| ご利用者         | ご利用日       | ご利用店名             | ご利用金額(円) | 摘要   |      |       |
|--------------|------------|-------------------|----------|------|------|-------|
|              |            | 海外ご利用店名／海外都市名     |          | 現地通貨 | 通貨名称 | 換算レート |
|              |            | *** 通常払いご利用明細 *** |          |      |      |       |
| 本人<br>(1013) | 2025/08/11 | a u 電話利用料         | 9,149    | 07月分 |      |       |
|              |            | *** 通常払いご利用合計     | 12,014   | ***  |      |       |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

( 1 / 1 ) 枚

| ご利用者         | ご利用日       | ご利用店名         |           | ご利用金額(円) | 摘要   |      |       |
|--------------|------------|---------------|-----------|----------|------|------|-------|
|              |            | 海外ご利用店名／海外都市名 |           |          | 現地通貨 | 通貨名称 | 換算レート |
|              |            | ***           | 通常払いご利用明細 | ***      |      |      |       |
| 本人<br>(1013) | 2025/10/11 | a u 電話利用料     |           | 9,299    | 09月分 |      |       |
|              |            | ***           | 通常払いご利用合計 | 12,164   | ***  |      |       |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

( 1 / 1 ) 枚

| ご利用者         | ご利用日       | ご利用店名         |           | ご利用金額(円) | 摘要   |      |       |
|--------------|------------|---------------|-----------|----------|------|------|-------|
|              |            | 海外ご利用店名／海外都市名 |           |          | 現地通貨 | 通貨名称 | 換算レート |
|              |            | ***           | 通常払いご利用明細 | ***      |      |      |       |
|              |            |               |           |          |      |      |       |
| 本人<br>(1013) | 2025/11/11 | a u           | 電話利用料     | 9,313    | 10月分 |      |       |
|              |            | ***           | 通常払いご利用合計 | 14,378   | ***  |      |       |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

( 1 / 1 ) 枚

| ご利用者         | ご利用日       | ご利用店名             | ご利用金額(円) | 摘要   |      |       |
|--------------|------------|-------------------|----------|------|------|-------|
|              |            | 海外ご利用店名／海外都市名     |          | 現地通貨 | 通貨名称 | 換算レート |
|              |            | *** 通常払いご利用明細 *** |          |      |      |       |
| 本人<br>(1013) | 2025/12/11 | a u 電話利用料         | 9,600    | 1    | 1    | 月分    |
|              |            | *** 通常払いご利用合計     | 14,665   | ***  |      |       |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

## ご利用明細書

(1/1) 枚

| ご利用者         | ご利用日       | ご利用店名             | ご利用金額(円) | 摘要   |      |       |
|--------------|------------|-------------------|----------|------|------|-------|
|              |            | 海外ご利用店名/海外都市名     |          | 現地通貨 | 通貨名称 | 換算レート |
|              |            | *** 通常払いご利用明細 *** |          |      |      |       |
|              |            |                   |          |      |      |       |
| 本人<br>(1013) | 2026/01/11 | a u 電話利用料         | 9,398    | 12月分 |      |       |
|              |            | *** 通常払いご利用合計     | 12,263   | ***  |      |       |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

## ご利用明細書

( 1 / 1 ) 枚

| ご利用者         | ご利用日       | ご利用店名             | ご利用金額(円) | 摘要   |      |       |
|--------------|------------|-------------------|----------|------|------|-------|
|              |            | 海外ご利用店名／海外都市名     |          | 現地通貨 | 通貨名称 | 換算レート |
|              |            | *** 通常払いご利用明細 *** |          |      |      |       |
|              |            |                   |          |      |      |       |
| 本人<br>(1013) | 2026/03/11 | a u 電話利用料         | 9,222    | 0    | 2月分  |       |
|              |            | *** 通常払いご利用合計     | 14,287   | ***  |      |       |

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。